

明治・大正期の女子労働政策(二)

高橋 保

第一章 女子労働政策の成立基盤

はじめに

第一節 明治維新と資本主義の確立

一、封建社会の成立と崩壊

二、明治維新の成立

三、資本主義の確立

第二節 女子労働者の発生

一、女子労働者の発生

二、女子労働者の供給

三、女子労働者の特性

(以上、創価法字第十八巻四号)

第三節 女子労働問題の生成

一、繊維労働者の労働関係の特質

二、女子労働問題の生成

(一) 女工の募集

(二) 女工の争奪

(三) 寄宿舎制度の弊害

(四) 長時間労働・深夜業

(五) 低賃金

(六) 女工の疾病

第四節 女子労働運動の発生

一、明治・大正期の労働運動の概観

(一) 明治期の労働運動

(二) 大正期の労働運動

二、繊維産業の女子労働運動

(一) 製糸業の女子労働運動

——明治一九年の兩宮製糸争議を中心に——

(二) 紡績業の女子労働運動

——明治二二年の天満紡績争議を中心に——

三、紡績・製糸業における争議発生状況——年表——

(以上、本号)

第五節 女子労働問題に対する国際的批判

(以下、次号)

第三節 女子労働問題の生成

一、繊維産業の労働関係の特質

わが国資本主義は、封建的鎖国の解除、明治政府による富国強兵、殖産興業政策の推進などにより、明治二〇年前後から本格的に発展した。とくに、日清・日露両戦争後の企業勃興期をすぎると、急速に産業資本主義の確立をみた。この産業資本主義の確立は、綿紡績業、製糸業、織物業の三部門を中心とする、いわゆる繊維産業が基幹であった。このうち、綿紡績業は、明治政府の下で、官営模範工場の設置、紡績機械の年賦払下げ、輸入紡機代金の立替払などを背景に発足してきたものである。その発足当時は、技術や経営規模が貧弱のため暫く停滞状態にあったが、やがて、明治一五年、一万五〇〇錘の蒸気機関使用の民間大規模工場、大阪紡績が登場して以来、技術的にも経営的にも近代的綿紡績業として発展するようになった。とくに、綿紡績業は、日清・日露両戦争後、強力な基礎を確立し、その後第一次大戦下の大正期にかけて急激な発展を遂げ、輸入綿糸布を駆逐し輸出産業として世界市場に地歩を固めるにいたった。

製糸業も、当初は水車を利用した、五人繰り、一〇人繰りという小規模な家内工業的なものとして発展してきたが、やがて、明治五年に政府の奨励による近代的な大工場、富岡製糸場が、官営の模範工場として開場して以来、器械製糸業として著しい発展を遂げてきた。

このような繊維産業の急速な発展は、必然的に女子労働者を激増させてきた。そこで、女子労働者をめぐる繊維産業の労働関係は、どのようなものであったか、その特質について検討してみる。

第一は、農村からの出稼ぎ女子労働者を中心とした基本的な労働関係を形成していたことである。綿糸紡績業、製

糸業など繊維産業の働き手の中心は、女子であり、女子の専業ともいべきものであった。ところで、このような女子労働者の供給を可能にしたものは、主として農村部であった。当時、農村部には、過剰人口が存在していた。過剰人口は、過剰労働力として農村外に送り出す必要があった。このなかに、繊維産業が必要とする若い女子が、封建的な家族主義のもとで多数潜在していた。

しかし、このような女子を、工場労働者として引き出すためには、企業の側に積極的な働きかけが必要であった。とくに、良質の女子労働者を得るには、縁故、門前の募集方法では不十分であった。これにかわるものとして、募人を先端とする募集機構が次第に整備されていった。しかし、この募集方法もまた、後におおくの弊害が指摘されるようになった。

第二に、繊維産業における女子労働者は、家計補助的な短期間の出稼型労働者であったということである。彼女たちは、貧しい農村生活から押し出されて家計補助のために賃労働者化したもので、いわゆる独立した賃労働者ではなかった。しかも、彼女たちは、一定期間の工場勤務が終わった後は、再び農村に帰還する定着性のない出稼型労働者であった。

このような彼女たちの基本的な労働者性は、賃金水準や労働運動の発展に影響を与えた。

第三に、原生的労働関係が支配的であったことである。すなわち、繊維産業における労働関係は、長時間労働と低賃金、加えて封建的身分的主従観念の支配する労使関係という、典型的な原生的労働関係を形成していた。

労働時間については、織物・製糸業に典型的にみられるように、日出から日没までの就業体制が一般的であった。たとえば、明治三年設立の前橋製糸所の規定第一条をみると、「毎朝時計三十分未明二起キ、一面手ヲ洗ヒ、各預リ釜へ火ヲ焚キ、繭ヲ配リ、明旦直チニ絲繰ニ従事ス。第八時朝食、第一時昼食、第七時夕食、第九時寝ス」とある。

このように、明治初年の織物・製糸業では、日出から日没までという自然的生理的最大限度の長時間労働が行われた。

しかし、このころの労働時間は、大体一日一二時間労働を頂点として、自然的制約をこえて過度に延長されることはなかった。しかし、その後、利潤獲得をめぐる競争が激化するにつれ、労働時間は次第に延長されていった。

賃金についても、労働時間の長短に関係なく、低賃金が実施された。繊維産業の女子労働者が低賃金であったということは、彼女たちが農村出身者であることと密接な関係があった。すなわち、当時の農村の生活水準は、資本主義発展の後進性のために、きわめて低く、この低い生活水準が女工の賃金水準に影響を与えたといえる。ましてや、彼女たちは、結婚までの短期間を、家計補助のために出稼ぎしているという事情は、低い賃金水準からさらに割引かれることになったと考えられる。

繊維産業の労使関係においても、きわめて身分的従属関係の強い、封建的な労使関係であった。明治・大正期では、労使の身分的従属関係は、全産業的なものであった。しかし、繊維産業においては、女子労働者の供給源が、強い家族主義が支配する農村地帯であったことから、身分的従属関係はこのほか濃いものであった。

第三に、寄宿舎制度も、繊維産業における労働関係の特質であるといえる。繊維産業では、女子労働者と工場が労働関係を成立させるためには、寄宿舎制度が必要不可欠なものであった。寄宿舎は、当初、女工の集団募集と集団収容の必要性から発生してきた。遠隔地の農村部からの募集では、通勤不可能で、どうしても宿泊所としての寄宿舎が必要とされた。それに、とくに農村の家族主義のもとにある若い女子である点で、身の安全と保護教育の場としての寄宿舎もまた必要であった。

ところで、繊維産業においては、女工の住居として、寄宿舎、指定下宿、社宅の三種があった。このうち、女工の場合、その半数以上が寄宿舎に入所している。表13表は、関西一六工場における男女紡績職工の住居の入居状況を表わしたものである。これによると、綿紡績業の女工の半数が寄宿舎に入っていることがわかる。いわゆる「寄宿女工」といわれる人たちである。

表13 関西16工場における男女紡績職工の住居状況

	男 工	女 工	計
寄 宿 舎	18	10,693	10,711
指 定 下 宿 者	1,293	754	2,047
通 勤 者	3,192	7,016	10,208
社 宅 在 住 者	1,521	2,742	4,263
計	6,024	21,205	27,229

出所：農商務省『職工事情』

この点、製糸業の場合も、同じである。たとえば、明治三十七年の『長野県製糸業一班』によると、「長野製糸工場の工女子雇入法は賄附なるを以て工場所在地の工女と雖も概ね寄宿舎に宿泊するを便且つ利なりとするものの如し、此を以て通勤工女なるものは殆ど稀なり」とある。

寄宿舎の設置は、工場の構内か、工場と隣接したところにある。また、その構造は、だいたい木造二階建ての長屋で、一室の広さは一〇畳ないし二〇畳が通例である。収容人員は、一畳につき一人の割合が普通であるが、紡績業の場合は昼夜交代業のため、休日のほかは一人二畳を占めることになる。寝具は、工場主が貸与している。

(1) 井上鑑三『前橋製糸所略史』生糸経済研究、昭和二年一八五頁

(2) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』東京大学出版会、一九七四年一三三頁

(3) 大日本蚕糸会報『長野県製糸業一班』明治三十七年(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第一巻)三三三頁

(4) 農商務省商工局、土屋喬雄校閲「綿糸紡績職工事情」『職工事情』第一巻(明治三四年調査)新紀元社版、昭和五五年、五二頁

二、女子労働問題の生成

(一) 女工の募集

繊維産業が成立した当初、女子労働者の募集は、困難を極めた。たとえば、明治政府は、一八七二年に、殖産興業政策の一環として、官営富岡製糸場を設立したが、工女募集については、思うようにいかなかった。政府は、各県に、

工女募集について協力を求める「論告書」なる通達までだしている。しかし、これについて、和田英子「富岡日記」によると、「……女子を富岡製糸場江出スベシと申県庁から達しが有りましたが……一人も応ずる人は有りません……」とある。当時、富岡製糸は、工女募集の対象として、良家の娘さんを対象としていた。しかし、応募者の側からすると、若い娘を、故郷から離れて工場に入れ、寄宿舎生活をさせることに心理的抵抗があったといえよう。

このような工女募集難に直面した政府は、各県に命令をだして、「役当工女」と名付けて強制的に工女を集めたこともあった。

やがて、このような製糸業も、明治九年当りから器械製糸の急激な発展、製糸工場の増設を背景に、工女の必要性がますます増加していった。これにより、工女募集についても、工女の質の変化がみられるようになってきた。すなわち、工女の必要性の増加は、工女募集を、良家の娘さんから、窮乏化した士族や遠隔地の農村部からの「貧民の娘」へと拡大し、当初の通勤工から、出稼型の寄宿工へと変化させていった。このような傾向は、綿紡績でも同じであった。

工女募集の質的、地域的变化は、工女募集の本格的な幕明けであった。それでは、その後の工女募集は、どのような経過を経てきたであろうか。細井和喜蔵氏は、紡績工場の工女募集の変遷について、①第一期、無募集時代、②第二期、自由競争時代、③第三期、募集地保全時代、の三期に分けている。以下はこれに沿って概観してみたい。

第一期、無募集時代は、年代として、日本に組織的な工場ができた明治一〇年あたりから二七・八年の日清戦争のころまでとしている。この時分は、工女募集に少しも骨が折れなく、容易に女工を得ることができた。その理由として、まだ工場の数が少ないところへもってきて、農村漁村に過剰人口が存在していたことがあげられる。このような状況のなかで、工場からの「働き手」の求めに対して、家にいても仕様のない娘達を一つ返事で喜んで稼ぎに出した。それに当時、「会社へやる」といえば、ちょっと出世のように聞こえ、ましてや工場が都会にあるということは、農

村の女性にとって羨望的であった。募集人も、後のように「誘拐業者」や「女衞」などといわれることなく、却って尊敬をさへ払われた。

また、この時分、「前貸金」や「強制送金制度」もなく、「年期制度」もほんの名目だけであった。退社も、本人や親許からの請求があれば、自由にできた。さらに、「書信の没収」もなかった。

第二期、自由競争時代は、年代として、日清戦争後あたりから、日露戦争の明治三七、八年までがこれにあたる。この時分、①工場の数が増加して女工が多く要るようになった。②一度応募した者が帰国して工場的情況をうったへたこと、この二大原因が必然的に「募集難」を招来するに至った。そこから、女工募集の自由競争時代が始まった。工場の増設と工場間の競争は、必然的に女工の酷使を強化していった。その結果、女工の逃亡、病気（結核など）や負傷、機械による死亡や片輪などで故郷に帰る女工がふえていった。このようななかで、工場の酷使や虐待などの内情が広く知れわたることになった。ここに、必然的に女工の募集難を招来するに至った。

この第二期の特徴として、「強制送金制度」、「年期制度」の実施、「書信の点検・没収」、「身代金制度」、「教育制度」なども生まれてきたこと、「募集人」が重要な位置を占めてきたこと、などがあげられる。さらに、女工の「争奪」という悪弊も生じてきたこともあげられる。

強制送金制度は、会社が強制的に親許に送金させる制度である。親権者のご機嫌とりであった。身代金と年期制度は、女工の足留め策として用いられた。教育制度は、「裁縫」などの「教えごと」であるが、募集の口実として大袈裟に吹聴された。

女工募集難の状況のなかで、女工を勧誘して、工場に斡旋する「募集人」（募集従事者）が、重要な役割を果たすようになった。

募集人の資格は、「農村の生活習慣に深く浸透し、農民意識を体得していること」を要件としていた。⁽⁵⁾こうした募

集人に、農村事情に精通した部落の有力者が選ばれることも少なくなかった。この募集人は、かならずしも会社と直接の雇用関係がなく、ただ労働者を会社に紹介し、紹介料を受けとり、あるいは工場と農村の間を絶えず往来して双方の事情を知らせる伝書鳩の役割も兼ねていた。

ところで、女工の募集難は、女工の募集をめぐる自由競争を激化させ、そのことはまた、先端の募集人に、嘘八百を並べたて、誘拐的手段による募集をさせることとなった。これについて、細井氏は、募集人は、「嘘八百を並べ立てて善良無垢な鄙人を瞞着する」のみでなく、「応募者の娘達を遙々つれて工場へ来る途中で、些と縹緞のいい女は大抵その獸性の犠牲に供して了ふ」、さらに、「募集人が関係をつけた女を方々の工場へ転々させて果ては女郎に売りに飛ばしり銘酒屋へ私娼に追ひやったりした」と述べている。

募集人が、いかに甘言欺瞞を用いて募集したかについて、「綿糸紡績職工事情」は以下のように具体的に述べている。労働時間は一定の制限があつて、それ以外は各自自由な生活。毎週一日は休業日、その日芝居見世物の観覧ができる。寄宿舎の食物は、極めて美味にし、しかも無料。賃金、賞与は高い。学校、病院の設備がある。帰郷は、いつでも自由等々。

このような募集人あるいは紹介人の、誘拐的な、また甘言欺瞞に満ちた募集の方法は、次第に重要な労働問題となり、世論の批難を招くようになった。

第三期、「募集地保全時代」では、募集人による女工募集の弊害を反省し、会社が有力な募集地に「募集事務所」や「出張所」を設けて、募集した。たとえば、寺院などを借りて活動写真を映写したりして女工募集を行なっている。

以上、綿紡績業を中心に女工の募集について述べてきたが、製糸業においても同じである。ところで、募集人について、募集方法の弊害を直視するときは、厳しい批難は免れないであろう。他方、この募集人の果たした社会的役割を評価することも許されるであろう。すなわち、第一に、過剰人口と低所得に悩む農村部に対して、「口べらし」と

貯送金で、貧窮な農村に利益をもたらしたのは、彼ら募集人であったということである。第二に、繊維産業の必要とするおおくの労働力を間断なく供給し続けたのは、この募集人で、彼らの力があつたからこそ、繊維産業の躍進をみたということである。

- (1) 和田英子『富岡日記』四頁
- (2) 矢島太八『甘楽産業叢談』(明治四二年)によると、「政府は更に奥州会津、米沢、仙台等(命令を下して、丁度今日兵士を民間に徴するが如く、役当工女と名付けて強制的に百余人の工女を集めたのであるけれども、未だ三百人に満たないから、其任務に当って居る庶務少佐尾高氏は先ず自分の娘を工女とするとう有様で……)」とある。三二―三三頁。
- (3) 隅谷三喜男『前掲書』一六五頁。
- (4) 細井和喜蔵「女工募集の裏表」、『日本婦人問題集料集成』第三卷Ⅱ労働、ドメス出版、昭和五八年、六四頁以下。
- (5) 進藤竹次郎『日本綿業労働論』東京大学出版会、一九五八年、六六頁。
- (6) 進藤竹二郎『前掲書』六六頁
- (7) 細井和喜蔵『前掲書』七一―七二頁
- (8) 農商務省商工局『前掲書』五二頁
- (9) 進藤竹二郎『前掲書』七一―七二頁参照。

(二) 女工の争奪

わが国で、綿紡績業が出発したときは、イギリス、フランスなど世界の先進国は、すでにこの産業分野での確立の段階を経て、飛躍的な発展途上にあつた。そのため、わが国の綿紡績業は、当初から、世界先進国とのきびしい競争を余ぎなくされていた。わが国の綿紡績業が、このような苦しい状況を克服するためには、農村における豊富な潜在的な女子労働力に依存する反面、世界先進国の技術輸入に努力しなければならなかつた。

ときに、先進国の技術の輸入は、明治一五年の大阪紡績の設立にはじまる。同年に、大阪紡績は、一万五〇〇錘の蒸気機関を輸入し、近代的大規模工場を設立した。これは、わが国はじめての民間資本による近代的大規模工場であつた。

た。

大阪紡績は、技術的にも経営的にも大成功し、以降わが国の綿紡績業は、日清、日露戦争を経て強固な基礎を固め、さらに第一次大戦下の大正前期にかけて急激な膨張発展を遂げ、ついに輸出産業として、世界市場に進出していった。わが国の綿紡績業は、その急激な発展過程で、おおくの工場を新設していった。新設工場がおおく設置されるにしたがって、他企業間との競争もあって、新規の未経験職工よりも、経験のある熟練職工が必要とされた。

このような状況のなかで、明治一九年ごろから、工場間の女工の争奪が激化してきた。この女工の争奪は、実に巧妙に行われた。たとえば、①自社の事務員あるいは職工を他の工場に偽名で勤務させ、忠実を装って陰でその工場的女工を勧誘して奪い去ることが行われた。②容姿が女工の心を動かすような男工を他の工場に勤務させ、あるいは情を結ぶなどして女工を勧誘する方法。③他の工場に属する職工紹介人に対して、何がしの斡旋料を支給して女工を集めさせる方法、④寄宿舎が狭隘のため指定下宿に女工を寄宿させている場合、その指定下宿の主人を誘い、若干の手数料を与えて女工を奪去する方法もとられた。

女工を奪われた工場が、奪い返しにやってくると、争奪した本人が現に働いているにもかかわらず、本名簿と仮名簿の二つを作成し、仮名簿の方に争奪した女工の偽名を記して見せ、該当者はいないといひ張る手口もとられた。

女工の争奪は、女工の側にも悪影響を与えた。女工は、次第に自らの意志で、工場間を移動するようになった。あるいは、他の工場へ行くために、逃亡する女工もでてきた。

以上、女工の争奪についてみてきたが、この争奪は、当時、一般的な風潮として行われた。争奪が激化すると、争奪は争奪を生むという事態もみられた。このような争奪が、労働問題として重要性をもつのは、以下の二点においてである。

第一は、争奪が、女工の意思を無視して、時として暴力的な方法で行われたことである。たとえば、奪去のさい、

意に従わない女工に対しては、ひどい折檻がなされたりした。

第二は、争奪によって、女工自身が不利益をこうむることである。たとえば、積立金の没収は、当然のように行われた。

第三は、争奪は、労働関係の安定性・定着性を阻害し、これをきわめて流動化したことである。以上のような女工の争奪は、やがて必然的に世論の批難を受けることになった。

(1) 農商務省商工局『前掲書』五四頁

(2) 社会政策学会編纂『工場法と労働問題』同文館、明治四十一年、六三頁

(三) 寄宿舎制度の弊害

寄宿舎制度は、わが国繊維産業の労働関係に必要な不可欠な特質であることは、すでに指摘してきた。わが国の繊維産業は、その必要な労働力の供給を、遠隔地の農村部に求めざるを得なかった。そこに、必然的に寄宿舎制度が設けられてきた。

しかし、繊維産業における寄宿舎は、女工の宿泊施設、あるいは女工の身の安全と保護教育のためにのみつくられてきたわけではなかった。すなわち、わが国の繊維産業が急激に発達してきた当時、無制限的な長時間労働や深夜業が行われてきた。たとえば、綿紡績業では、明治一六年に桑原・大阪両紡績が深夜業を開始して以来、一般に一二時間二交替制がとられるようになり、休憩時間をけずり、食事も機械の運転のまま交替でとる工場も少なくなかったといわれている。工場がこのような無制限的な長時間労働や深夜業を思うままに実施するには、当然女工の身分的な拘禁が必要となってくる。実は、繊維産業における寄宿舎制度は、このような無制限的な長時間労働や深夜業を実施するために、女工の身分的拘禁の施設としても必要であったのである。これについて、谷野セツ、元労働省婦人少年局

長も、以下のように述べている。

「即ち寄宿舍に生活するといふ事は、日常生活のすべてを傭主の指揮監督に待たねばならず、傭主の威嚇が直ちに行われ得る迄に於てである。産業革命発達の当初、紡績、製糸に於ける女工の虐使事件、外出の制限、読書の制限、親書の開封、面会の謝絶等女工の圧迫の事例が頻出したのも、この制度の存在に因る事は云ふ迄もない」。

しかし、寄宿舍制度が必要とされた理由は、他にもあった。すなわち、女工の争奪が激化したとき、この寄宿舍は大きな役割を果たした。当時、女工、とくに熟練職工を寄宿舍に入れておかなければ、他の工場に奪去される危険があった。その意味で、「寄宿舍は職工争奪を防ぐ城砦」であったといえよう。

寄宿舍制度が、女工の宿泊施設や女工の身の安全と保護教育の施設を越えて、工場のご都合主義のみによって機能したとき、女工は人格を踏みにじられ、その私生活を奪われた。その結果、本来、安眠と憩いの場である寄宿舍が、営利本位のもとで強制労働の場と化していった。

このような寄宿舍制度の弊害は、やがて内部から女工による批判が発生し、施設の改修、管理改善の要求がでてきた。この要求は、次第に拡大され、やがて労働組合運動の活動目標にも発展してきた。しかし、寄宿舍制度の改善、整備がなされるためには、大正五年の工場法の施行後までまたなければならなかった。

(1) 森喜一『日本労働者階級の状態史』三一書房、一九七四年、四五頁

(2) 谷野セツ「我国産業に於ける婦人労働者の保護」『婦人工場監督官の記録』(上) 谷野セツ論文集、ドメス出版一九八五年、二六四頁

(3) 飯島幡司『日本紡績史』創元社、昭和二四年、五九頁

(四) 長時間労働・深夜業

わが国の繊維産業は、低賃金・長時間労働・深夜業という原生的労働関係を基礎に発展してきた。そのことは、近代の繊維産業が、労働者・女工に対する酷使と犠牲の上に営まれてきたことを意味する。繊維産業は、わが国の近代資本主義の基幹産業であったことを考えると、近代資本主義の発展の底辺に、低賃金・長時間労働・深夜業という女の酷使と犠牲があったことを忘れてはならない。

ところで、わが国における労働時間についての考えかたには、二つの伝統的な考えかたがあったといわれている。一つは、「七時出五時引」の一〇時間労働を基準とするものである。たとえば、大工、左官などの熟練職工の人たちは、おうむねこの一〇時間労働を基準として働いてきた。他は、家内工業ないしマニファクチュアの労働時間で、日出から日没までを一般的な基準とするものである。たとえば、農村のマニファクチュアとして発展してきた製糸業においては、季節により長短の違いがあるものの、基本は「日出より日没」であった。たとえば、富岡製糸所史は、創立当時の富岡製糸場について、次のように記している。

「工女は払曉に食し、蒸汽鳴管を待て場に登り、朝七時業につき、九時半時間休む、一二時に食し、一時間休み、四時半帰宿す。大約日出より日没半時間前を度とす」。

なお、富岡製糸所の建物の構造も、「日出から日没」を基本として建てられているようであるといわれている。このように考えてくると、明治初期のわが国の労働時間は、自然的な制約を越えて過度に延長されることはなかったといえる。

しかるに、繊維産業が本格的に確立され、発展してくると、労働時間の延長、深夜業という長時間労働が実施されるようになってきた。とくに、明治一六年に開業した桑原紡績と大阪紡績が、わずか一ヶ月後に深夜業を採用し、これにより一二時間二交替制の操業を開始するに及んで、他の工場もこれに従うところがおおくでてきた。農商務省の

『職工事情』第一巻「綿糸紡績職工事情」は、この間の事情をつぎのように記している。

「紡績工場ニ於テハ昼夜交代ノ執業方法ニ依リ其労働時間ハ十一時間又ハ十一時間半（休憩時間ヲ除ク）ナルヲ通例トス而シテ職工ノ男女ヲ問ハス年齢ノ長幼ニ関ハラス悉ク同一ニ労働セシムルハ言フ俟タス。

始業及ヒ終業ノ時刻ニ就テハ昼業部ハ午前六時ニ始メテ午後六時ニ終リ夜業部ハ午後六時ニ始メテ翌日午前六時ニ終ルヲ通例トス、

深夜業については、

「紡績工場ニ於テハ昼夜交代ノ就業方法ヲ執ルコトハ先ニ述ヘタル如シ而シテ夜業部ニ於ケル執業ハ所謂徹夜業ナリ即テ紡績職工ハ幼少者ト云ハス婦女ト云ハス悉ク徹夜業ヲナスハ一般ノ事実ナリトス」と述べている。

一日一時間労働というのは、かなりの過重労働であることは、いうまでもない。しかし、当時の綿紡績業は、これに止まらず、女工に対して実に昼夜継続三六時間も働かせたこともあるとされている。農商務省の「綿糸紡績職事情」は、つぎのように記している。

「蓋シ徹夜業ハ一般職工ノ堪ヘ難キ所ナルヲ以テ夜業ニハ缺勤者多ク操業上必要ナル人員ヲ缺ク場合多シ茲ニ於テカ昼業ヲ終ヘテ帰ラントスル職工中ニ就キ居残ヲ命シ遂ニ翌朝ニ至ルマテ二十四時間ノ立業ニ従事セシムルコト往々之アリ甚シキニ至リテハ尚此工女ヲシテ翌日ノ昼業ニ従事セシメ通シテ三十六時間ニ及フコト亦稀ニ之ナシトセス」。

このような過度の労働は、工場内の非衛生的環境と並んで、女工の健康を破壊することとなった。当時、紡績女工のなかには、結核におかされ、帰郷し、死亡するものが少なくなかった。

他方、このころの製糸業における労働時間はどうか。製糸業において、綿紡績業のような昼夜二交替制は行われなかった。しかし、労働時間の延長、深夜業による長時間労働については、綿紡績業と同じように実施された。たとえ

ば、明治三七年の大日本蚕糸会報の『長野県製糸業一班』は、つぎのように記している。

「就業時間は各工場共日の出前に始め日没後に終るを常とす故に其時間は時期によりて多少の長短なきにあらずと雖も概ね十四五時間を下らず、而して糸況の活発なるときは更に夜業をも行はしむると云ふ、故に夜業の時間を積算せば十七八時間の長きに及べり、労働時間斯の如く長きが故に食事は一日四回にして午前七時同十一時午後四時同八時とに於てす而して食事時間は僅々五分以外に過ぎずして其間別に休憩時間なものを置かず、特に就食時間は振鈴を以て之れを報し工場の左列より初め右列に及ぶの順序を取り以て食後糸に休憩することなからしむ⁽¹⁾」。

これによると、「概ね十四五時間下らず」とあるから、製糸業においても、過度な労働時間が実施されたことがわかる。

以上、わが国近代の繊維産業のうち、その中核を占める綿紡績業と製糸業における長時間労働、深夜業についてみてきた。総じて、当時の長時間労働と深夜業は、工場における非衛生的環境、女工の衛生知識の欠如などと結びついて、呼吸器、消化器病などの疾病率を高めた。そして、このような様相が次第にはっきりと認識されるようになってくると、人道主義の観点から、あるいは母性保護の面から、労働時間、深夜業の規制が考えられるようになってきた。このような社会的状況のなから、後に、わが国初の労働者保護法である「工場法」が成立してくることになった。

(1) 隅谷三喜男『前掲書』、二二九—二三〇頁

(2) たかせとよじ『官営富岡製糸所工女史料』、たいまつ社、一九七九年、二二〇頁

(3) たかせとよじ『前掲書』(二二三頁)は、以上のように述べておられる「富岡製糸所の繰糸場の建物は棟が高くつくられ、当時のレンガ造りの建物としては、ガラス窓が多くつくられているのは、湯気が建物内にまくことを防ぐ目的があったかも知れないが、とくに労働時間を『日出から日没』という基本に立って採光に注意を払った結果ではないかと思う」

(4) 農商務省商工局『前掲書』一九頁

(5) 農商務省商工局『前掲書』二四頁

(6) 農商務省商工局『前掲書』二六一—二七頁

(7) 大日本蚕糸会報『前掲書』三二二頁

(五) 低賃金

綿紡績業および製糸業の職工の賃金については、農商務省の「職工事情」で報告されているので、以下これについて概観しておく。

まず、綿紡績業の職工の賃金の支払方法には、「日給」と「賃業給」とがある。このうち、賃業給は、各職工の生産の結果によって支払われる賃金をいう。一般に、男工女工とも、賃業給で支払われるものがおおい。

賃金の支払期日は、工場によって千差万別である。毎月末一回とするもの、一五と月末の二回とするもの、などいろいろである。

賃金支払日に、信認積立金、寄宿賄費、社宅の家賃、旅費支度料立替金、ときとして、過怠金などが控除される。信認積立金というのは、貯金と保証金の二つの性質をもった金銭のことをいう。過怠金というのは、粗悪の製品を作ったり、混綿の調合歩合を誤ったり、あるいは器具器械の取扱を粗漏にして、これを毀損紛失したりした場合の懲罰金である。

賃金の支払は、工場によっては、いつでも現金に引換えられる切符でなされる場合もある。

なお、紡績工場では、賃金のほかに、職工奨励のために賞与が支払われる。賞与の種類は、皆勤賞、満期賞、勤続賞、製額賞（製品佳良の場合支払われる賞）、特別賞などである。

つぎに、製糸業の場合は、賃金の支払方法は、綿紡績業と異なって、賃業給を主としている。その他については、おおむね綿紡績業と同じである。問題は、これら綿紡績業と製糸業の女工の賃金が、一般に、きわめて低いと指摘さ

れてきたことである。たとえば、隅谷教授は、女工の賃金がいかに低賃金であったかについて、「その賃銀収入をもつてしては女工一人の生活を維持するのがかつかつであったことよって明らかである」といわれている。

そこで、なぜ女工は低賃金であったのかについて検討してみよう。

第一に、女工の低賃金は、企業の低賃金政策の結果であることは当然であるが、問題は、その低賃金水準を決定する基準が、きわめて貧しい農村の生活水準に求めたということである。当時、農村の生活状態は、極貧の状態にあり、そのことが、一般に女工の低賃金に反映していったといえよう。たとえば、「紡績女工の賃金が安く、その生活が低かったのは、わが農民の収入が少なく、農村の生活がみじめであったからである。」とする見解も、この考えかたと一致するものである。

第二は、女工のほとんどが、家計補助的労働者であったということである。大正一〇年一二月の東京市による「女工に関する調査概況」は、つぎのように報告している。

「給料の支途——就職理由が各自に依って、異なる如く給料の支途もそれぞれ異なり、中には給料全部を生計費の補助に充てて了ふ者あり、貯金して嫁入仕度の準備を為すものや、子女の養育費に充てる者等あって、一様には云はれないが、千八百八十三人の女工に就いて、其の支途を平均して見ると、給料、二十六円十七銭の六割九分四厘即ち、十八円十六銭を生計費に、一割二分八厘、三円三十六銭を貯金に、一割七分九厘、四円六十銭を小遣に消費して居る様である」。

これによると、家計補助者としての女工がいかにおおいかがわかる。

ところで、ここでいう「家計」とは、「家」の家計であって、「世帯」の家計ではない。したがって、家計補助という意味も、「家」を前提とした考えかたにたっている。この考えかたにたつて、女工の賃金を決定する場合、その女工の属している「家」の家計の如何によって個々のにきめられたわけである。ところが、当時の農家は貧しく、生活

程度も低く、一人当りの支出額や補足額もごく少ない。ここに、女工の「家計補助的」低賃金が生まれてきた。このことは、女工の「家計補助的」低賃金は、「家」の家計の如何によって評価されたものであって、「労働の対償」として評価されたものではない、ということになる。

以上の二点が、女工の低賃金を生み出す主要な理由であったといえよう。

このような女工の低賃金も、大正期に入ると、大戦後の好景気によって賃金の増額が行われるようになった。しかし、反面、物価の高騰が賃金上昇を上まわり、やがて労働組合組織による賃上げ要求が活発化した。

- (1) 綿紡績業と製糸業の女工の賃金については農商務省商工局『前掲書』七二頁以下を参照。
- (2) 隅谷三喜男『前掲書』一九一頁
- (3) 飯島幡司『前掲書』四四一頁
- (4) 東京市社会局編纂『婦人の自立の道』東京市役所、『近代婦人問題名著選集』続編第七巻、附録「第一女工に関する調査概要」日本図書センター、昭和七年、一四八頁
- (5) 三瓶孝子「日本における婦人労働の歴史」——婦人労働運動史——、大河内一男・磯田進『婦人労働』講座、労働問題と労働法第六巻、弘文堂、昭和三七年、三五—三七頁

(六) 女工の疾病

繊維産業の急激な発展のかけに、女工の疾病問題が惹起してきた。明治の中ごろになると、肺結核罹患を含む女工の疾病問題に、世間から大きな関心がもたれるようになった。

つぎの表14の「紡績工場寄宿女工病類年別表」および、表15「紡績工場寄宿女工病類摘要年別表」は、農商務省の「綿系紡績職工事情」によるものであるが、いずれも明治三〇年代の女工の疾病について伝えたものである。

これによると、紡績女工の疾病として、呼吸器病、消化器病、眼病、関節病、生殖器病などがおおい。

表14 紡績工場寄宿女工病類摘要年別表

病類	年度	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年 上半期	計
傳染性病		一、〇九五	二、五三三	二、四三二	四三三	六、四六三
發育及栄養的病		七六二	一、〇三二	一、一八三	一六	二、九八三
皮膚及筋肉病		一七一	八一五	六九五	一二四	一、八〇五
血行器病		三八	一五七	一〇一	四三	三三九
骨及關節病		二二九	九九三	八二七	二三四	二、二八三
神経系及五官器病		七五五	二、七三八	二、一六四	五七二	六、二二九
呼吸器病		一、七一九	五、一九二	五、二三九	一、三八八	一三、五三八
消化器病		二、二〇〇	六、一四七	六、五八一	一、三二七	一六、二四五
泌尿及生殖器病		一一九	四一三	四二九	一四五	一、一〇六
外傷性病		一三八	七一一	一、〇六六	一五三	二、〇六八
中毒症		一	一	一	一	二
病症不詳		一	一一	三	四	一八
再掲肺結核		八八	五五八	八四八	一八四	一、六七五
再掲肺結核		八八	二六二	二五二	五〇	六五二
計		七、二二六	二〇、七三三	二〇、七二〇	四、四二〇	五三、〇七九
一工場平均寄宿女工数		四七五・六七	五〇一・七四	四二六・三三	四二二・七五	四五八・四二
一工場一ヶ月平均患者数		二〇〇・七二	七五・〇八	六三・九二	三六・八三	七〇・八七
同百分比例		四二・二三	一四・九六	一四・〇六	八・七三	一五・四六
統計ヲ取りタル工場数		三	二三	二七	二〇	

出所：農商務省「36年綿糸紡績職工事情」

表15 紡績工場寄宿女工病類摘要年別表

病類	年別	
	明治三十二年	明治三十三年
肺結核	八四	二〇四
気管支加答兒	四六九	一、四四四
胃及腸加答兒	一、〇五一	三、一五六
花柳病	一一	一二四
濾胞性結膜炎	一〇	三五九
顆粒性血膜炎	九五	六六六
脚気	一九一	四八五
疥癬	五	二八
瘰癧	九〇	三二一
流行性感冒	一七六	五五五
患者総数	四、二七九	一一、一四二
一工場平均寄宿女工数	四六七・〇〇	四三二・七九
統計ヲ取りタル工場数	二	二〇
		明治三十四年
肺結核		二三四
気管支加答兒		一、四〇八
胃及腸加答兒		三、一九一
花柳病		一〇五
濾胞性結膜炎		一五八
顆粒性血膜炎		五四二
脚気		五六五
疥癬		一三
瘰癧		三〇五
流行性感冒		六九六
患者総数		一一、五四一
一工場平均寄宿女工数		三八四・〇八
統計ヲ取りタル工場数		二三
		明治三十五年
肺結核		四五
気管支加答兒		一九
胃及腸加答兒		九六六
花柳病		二〇
濾胞性結膜炎		一〇三
顆粒性血膜炎		二九六
脚気		一一二
疥癬		一
瘰癧		九七
流行性感冒		二〇三
患者総数		四、〇七四
一工場平均寄宿女工数		四〇〇・八三
統計ヲ取りタル工場数		一七
		計
		五六七
		三、九四〇
		八、三六四
		二六〇
		六三〇
		一、五九九
		一、三六三
		四六
		八一三
		一、五九〇
		三三三、〇三六
		四一一・九五
		一

出所：農商務省「36年綿糸紡績職工事情」

つぎに、女工の疾病のうち、「肺結核」あるいは「結核の疑いがあるもの」による死亡がもっともおおい。しかし、これについての紡績連合会の報告では、統計上きわめて少ないものとなっている。たとえば、明治二十九年一〇月から三〇年九月における全国紡績工場の罹病者四四、二七〇人中、死亡した者二四七人、つまり〇・五%にしか達していない。なぜ、このような結果になるのであろうか。その理由について、「綿糸紡績職工事情」は、つぎのように伝えている。

表16 疾患婦郷死亡者工場別比較

疾患婦郷死亡者実数	計	疾患					事由判明婦郷者一万人に 対する疾患婦郷死亡者	婦郷者一万人に對する 疾患婦郷死亡者	業 務 別
		そ の 他	胃 腸 病	脚 氣	結 核 の 疑 い の あ る も の	結 核			
二九五	一、〇〇〇	一四二	一二九	二四	三二五	三九〇	一九一	一四五人	生 糸
一四一	一、〇〇〇	一九一	一一三	五〇	三〇五	三五五	二六九	一九四人	織 物
五五九	一、〇〇〇	一二三	六三	九一	二八三	四三八	六七〇	五二一人	紡 績

出所：石原修「女工ノ衛生学的観察」より作成

「蓋シ職工カ不治ノ症ニ罹ルカ若シクハ重患ニ陥リ危殆ニ瀕スルニ及ヘハ旅費ヲ與ヘ附添人ヲ附シテ之ヲ故郷ニ送還スルカ或ハ故郷ノ父兄ヲ呼寄セテ患者ノ引渡ヲナスハ工場一般ノ風習ナリト去レハ此ノ如キ患者ニシテ途中或ハ故郷ニ死亡スルコトアルモ工場ニテ死亡セサルカ故ニ之ヲ工場死亡統計ニ加ヘサルナリ是レ工場ニテ調整シタル統計ニ於テ死亡数ノ少ナキ所以ナリ」。

このような工場側の事情により、結果的には、女工の疾患婦郷死亡数を増大することになった。

そこで、石原修氏は、明治四三年現在で、生糸、織物、紡績、その他における女工の疾患婦郷死亡数について、表16のように、調査、報告している。

表16によると、生糸、織物、紡績とも、女工の疾患婦郷死亡の原因として、結核および結核の疑いによる死亡が圧倒的におおい。このうち、結核について、業務別にみていくと、紡績がもっ

ともおおく、四割四分を占め、続いて、生糸が三割九分、織物三割六分となっている。

以上、綿紡績の女工の疾病をめぐって、呼吸器、消化器、眼、関節、生殖器の疾病がおおいこと、また結核については、繊維産業のなかでは圧倒的におおいことについてみてきた。

他方、製糸の女工の疾病については、どうか。農商務省の「生糸職工事情」によると、紡績女工と同様、製糸女工にも消化器病がきわめておおいと伝えている。このほか、製糸女工の場合は、消化器病に次ぐものとして、生殖器病、痔疾などがおおいとされている。また、製糸女工特有の疾病として、手頭摩擦、湿疹の疾病があると伝えられている。これは、製糸の女工は終日指を温湯に入れるため、指が白色に変わり摩擦を生じ、終に湿疹を起すためであるとされている。

製糸女工の結核については、すでにみてきたように、紡績女工に次いで第二の位置にある。しかも、その割合は、あまり紡績女工と大差がない。

つぎに、綿糸紡績と製糸紡績における女工の疾病の原因について、検討してみたい。女工の疾病の原因については、綿糸・製糸とも一様ではない。いろいろな原因が重なり合って、疾病を発生させている。ここでは、「綿糸紡績職工事情」や「生糸紡績職工事情」などに基づいて、その主な原因を列挙することにする。

第一に、女工の労働形態に問題がある。「綿糸紡績職工事情」によると、紡績女工は、終日同一の器械に立って、きわめて単調な作業に従事し、しかも休憩時間が少なく、食後直ちに就業するので、消化器病を起すとしている。また、終日の立作業は、関節病、生殖器病の原因になっているとしている。この点、「生糸職工事情」も、繰糸女工は、長時間座席を離れることなく、疎食に加え、食事のさいほとんど休憩がないために、消化器病を起こしているとしている。また、繰糸女工に、生殖器病や痔疾がおおい原因として、「操業ノ際木製ノ小ナル腰掛ニ終日殆ント間断ナク腰掛ケ居ルヲ以テ下半身ノ冷却ヲ来タス冬季ニハ足部ニ一種の霜焼ケヲ生シ膝関節以下ハ午後ニハ紫色ヲ呈スルヲ常

トス」と伝えている。

第二に、工場の施設・環境が問題となっている。たとえば、「綿糸紡績職工事情」によると、呼吸器病、肺病、肋膜炎などの原因として、つぎのように伝えている。

「栄養不良ノモノ多シ加フルニ工場ニハ屑綿塵埃ノ飛散スルコト已甚シキモ操業上通風ヲ忌ムカ故ニ窓戸ハ常ニ之ヲ密閉シ他ニ換氣ノ装置ヲ設ケサルヲ以テ空氣ノ不潔ナルコト甚シク其他温度湿度ノ關係ニヨリ身体ヲ害スルコト甚シク」

また、塵埃を含め、空気温度光線などの関係により、眼病に罹る者もおおいとしている。さらにまた、工場の施設や環境について、「何人も紡績工場に足を踏み入れた程の者はその甚しき綿屑と塵埃に驚かねばならぬが、元来、紡績工場の特質として操業上通風を忌むが故に換氣の装置は全然ない。炎天下百度を越ゆる時にあっても僅かに屋根裏の小窓を開くに過ぎないのである。が茲に重大なことは、此の極端なる塵埃（或る職場の如き三尺離れては人の顔をはっきり見分ける事は出来ない時が往々にある）中の労働が如何なる影響を女工の身体に齎すかということである」という状況報告もみられる。

第三に、徹夜業、深夜業が問題である。製糸女工においては、労働は昼業を主としていた。ところが、紡績女工においては、過度な長時間労働に加え、深夜業はきわめておおく行われた。いうまでもなく、深夜業は反生理的な労働であり、生命力の再生産に必要な睡眠を奪うことになる。これが、くり返し行われると、エネルギーが消耗し、疲労の蓄積、体重の減少という結果を発生させる。このような深夜業が、女工の疾病の主たる原因であることは、おおくの識者が指摘してきた。

第四に、女工の衛生知識が不充分であったことも、疾病の原因の一端をなしている。これについて、「綿糸紡績職工事情」は、つぎのように伝えている。

「紡績職工ノ衛生充分ナラス從ツテ病者ノ多キコトニ就キテ職工自身モ亦責任ヲ分タサル可ラス抑モ紡績職工ノ多数ヲ占ムル所ノ女工ハ普通教育ヲサヘ受ケタル者少ク加工細民ノ子女ナルカ故ニ衛生ノ何者タルヲ知ラス衣服住居ノ清潔ヲ保ツコトヲ忘レ其常食ノ粗悪ナルカ上ニ時々買喰ヲナシテハ消化器ヲ害シ」とある。

以上、女工の疾病について、その主な原因を列挙してきた。しかし、すでに述べたように、女工の疾病の原因は、けっして一様でなく、いろいろな要素が重なり合つて疾病を発生させているとみることが出来る。しかし、右にみえてきた主要な原因のほとんどは、企業側の過激な自由競争の弊害に由来している。したがって、女工の疾病の原因のほとんどは、企業側の責任にこそ求めなければならない。もとより、このような女工の労働状態について、何らの保護立法を制定することなく、ただ放置していた国家の責任もまた問題とされなければならない。

- (1) 農商務省商工局『前掲書』九八一—一〇〇頁
- (2) 農商務省商工局『前掲書』一一一頁
- (3) 石原修「女工の衛生学的觀察」、『日本婦人問題資料集成』第三〇〇労働、ドメス出版、昭和五八年、二五三頁
- (4) 農商務省商工局「生糸職工事情」、『前掲書』一八九頁
- (5) 農商務省商工局「綿糸紡績職工事情」、『前掲書』九四頁および一八九頁
- (6) 帯刀貞代『日本労働婦人問題』ドメス出版、一九八〇年、三四頁
- (7) 農商務省商工局「綿糸紡績事情」、『前掲書』一〇九頁

第四節 女子労働運動の発生

一、明治・大正期の労働運動の概観

(一) 明治期の労働運動

慶応三年一〇月將軍徳川慶喜の大政奉還、同年一二月の明治天皇の王政復古宣言、同四年江戸幕府の倒壊を経て、明治新政府が成立した。

明治新政府は、その後、廃藩置県、地租改正など一連の政治改革を行ない、明治二三年（一八八九年）議会開設、明治憲法制定を経て、天皇制を中心とした中央集権的絶対主義体制を確立した。

他方、新政府は、先進世界市場への仲間入りを目標に、富国強兵・殖産興業政策を積極的に断行し、近代資本主義国家の確立を図っていった。

このうち、殖産興業政策について、綿業からみると、最初、鹿児島紡績所（一八六七年）などの藩営事業を先駆として、富岡製糸場（一八七二年）堺紡績所（一八七二年）などの官業事業を創設し、海外技術の導入と繊維産業の興隆を図っていった。これらの官営事業のおおくは、赤字であったが、海外技術を積極的に日本に移植したことは、その後のわが国の資本主義的近代産業の発展に大きな役割を果たした。

その後、官営事業の民間払い下げなどを経て、やがて民営の紡績業が創設され、発展してきた。なかでも、一八八二年、渋沢栄一によって創設された大阪紡績会社は、規模・内容ともに先進綿業国のイギリスにも劣らない近代的大規模工場であった。この大阪紡績会社の設立と発展は、わが国の近代的繊維産業の先駆的役割を果たすものであった。すなわち、この大阪紡績会社を契機として、一八八六年から八九年にかけ、三重紡績、天満紡績、平野紡績、尾張紡

績、浪華紡績、鐘淵紡績など近代紡績会社があいついで設立されてきた。

こうした繊維産業の発展は、必然的におおくの賃労働者を発生させ、労働問題を生成させてきた。しかし、当時の労働問題の生成は、そのまま労働運動の発展を促すものではなかった。明治初期では、力強い組織的な労働運動はみられなかった。その最大の理由は、繊維産業部門の労働者のうち、約九割が女子労働者で占められていたことにある。これらの女子労働者のほとんどは、例外なく農村からの出稼ぎ労働者であった。すでに述べてきたように、明治期の産業の基幹は、紡績業、製糸業、織物などの繊維産業であり、この部門に農村からの出稼ぎ女子労働者が圧倒的であったということは、明治期の労働運動の発展に決定的な影響を与えたといえるであろう。

明治期において、労働運動が本格的に発展してくるのは、明治三〇年前後からである。もとより、それ以前において、労働運動の発生がみられなかったという意味ではない。たとえば、新技術の導入に不安を感じて蜂起した鉱山の土着民の暴動（明治二、四年生野鉱山、五年佐渡鉱山、一一年院内鉱山等）、炭坑において極端な強制労働に従事させられた窮民や因徒の蜂起（三、五、一一、一三、一六各年の高島炭坑、一六、一七年の三池炭坑等）、問屋資本の支配下におかれた家内職人の反抗（二二年長崎煙草職人の同盟罷工）。親方、請負人等の支配のもとに次第に賃労働者化していった職人層の反抗（一五年和歌山木挽工の材木商人に対する反抗、二四年東京崗石工の同盟罷工等）などの労働運動が発生している。

明治三〇年以前の労働運動のなかで、注目されるのは、女子による労働運動もみられたことである。古くは、明治一四年久留米緞織女工の「緞屋ボイコット事件」がある。この事件の原因や経過については、『東京経済雑誌』（第七〇号）は、つぎのように述べている。

「緞織屋と緞屋との間に紛紜起れり。此地方の女子は緞を織ること一般の業なるに此程緞の景氣宜しきより緞屋が申合せ、是まで絲目十匁の染代三錢二厘なりしを四錢に極めたり。之を緞屋等大に難渋に思ひ去る一日大会議を

開きたるに、集るもの婦女四百六十余人にして『物品を安くして且つ精しに、益々物産を盛ならしむるこそ御上の主意なるに、斯く染代の直を揚る時は到底安くすること出来難し』と主張し、此日は廿日間緋織を止め、紺屋の藍をだらせさせて彼を困めんことに決せり。斯て再び五日に寄合したるに此日は八百余人なりしが、協議整はず会場湧くが如くして遂に夜を徹したり。郡吏は之を説諭して漸く四十人の総代を残したるに、此総代の曰う様『緋は当地第一の事業なれば此度の件は妾ら一身の為ならず、一般の盛衰に係ること故仮令妾ら身に重罪を受るも敢て避るところにあらず』との意気込なりき。此地の千年社(緋織屋)及仲買人は此景氣よき時に斯る大事起らば物産の伸縮に関するとして緑藍社(紺屋)と織女工との間に尽力したるも効なく、遂に新緑藍者を立て之と競争せしめんと決定したれば、是にて緋織女工の集合の目的も達し、且つ双方相ひ競争して益々此地産業の隆興を成すに至らん²。明治一九年を画期として、紡績業が飛躍的に発展し、これにともない紡績工場における労働争議が発生してきた。資料『山梨労働運動史』によると、明治一九年に、製糸業の組合規約をめぐって、実に四つの同盟罷業と一つの職場放棄が行われている³。

まず、同年六月に、わが国最初の女工労働争議として名高い甲府の「雨宮製糸争議」がある。この争議は、次項で詳しくみるが、工場主が同盟の規約に基ききびしく取締ったこと、朝四時三〇分に出場、七時三〇分退場で一五時間中、中食三〇分、実働一四時間半で一般より三〇分間多かつたこと、遅出早退工女の賃金は容赦なく差引かれたこと、工女の賃金は一日上等にて三二、三銭であったが、二二、三銭と一〇銭も引き下げられたこと、などが不平不満の原因となり、ついに百余名の女工たちが寺院に集合して完全同盟罷業を行ったものである。

続いて、同じ月に、甲府の「海老舎の工女逃亡事件」が起こっている。この事件は、海老舎が紡績事業を始めるために松本地方より工女二〇名を募集し操業を開始したものであるが、生糸組合の組合に基づききびしと処置したため、工女等は重労働に耐えかね遂に相談の上、職場放棄、逃亡したものである。

また、同じ月に、甲府の「沢野井製糸スト」も発生している。このストは、沢野製糸の工女、四、五〇名が、労働時間の伸長、賃金低下に日頃の不平をいっきに発して行なったストであった。

さらに、同年七月には、上府中新紺屋町「丸山製糸スト」も発生している。このストは、工女たちが雇主の取扱いに不平を抱き、職場放棄、スト突入して行なわれたものである。

同年の八月に、甲府の「長田製糸争議」も発生している。これは、工場が一般の申告規約と異なる取扱いをなしてきたので、工女たちは従来の受取不足の賃金を請求し、ストを行なったものである。

明治三二年一〇月には、賃上げなどをめぐって、「大阪天満紡績会社ストライキ」が発生している。当時の『大阪朝日新聞』によると、この事件の原因、経過について、つぎのように報じてる。

「当地天満紡績会社の工人中には過日以来其賃金引上を言出でんものと、寄々相談を為す模様ありしに、去卅日に至りて、午前九時の休工時間、総場の女工凡そ三百人食堂に集り、就中重立ちしものの発言に依り、今日こそは賃金引上の言出を為すの宜からめとの事に相談をなし置き、正午に至り喫飯を機会とし、又同じ相談に時を移し、零時三十分の就業時間に及びて就業の汽笛なり渡れども、一人も工場に上らず居りしかば、役員等は訝しみて食堂を窺ひしに、猶相談中にて、其の役員顔を見るより、一、三名は矢庭に相談の趣旨を之に告げ、疾く所望を果されたしと言迫り、其役員は所望の旨は社長にも協議を遂げ、何分の返答を与ふべし、其までは常の如く就業あれよと諭して各々工場に上らしめしが、午後五時三十分に至りて均しく又業を止め、門前に立出で、夜業の為に来れる女工を待ちて人毎に何か示合せし模様なりしも、其日其ままにて事已みぬ。」

然るに右女工等は、是より日々其業の兎角手に着かず、只管役員の返答を待ちつゝある気色なりしが、遂に返答のおそきに激昂しけん、一昨日午前七時頃、凡三百人の工女同社南手の野徑に役員を待構へ、吉村某といへる役員の来るを見てヒタと取巻き、八方より賃金引上の返答如何にと言ひ迫り、吉村は途中にては事穩かならず、兎に角

社内に来れよとて内に伴入り、直ちに嚴重の取調をなせしすゑ、即座に発頭人を解雇し、其他の者は好く説諭して就業せしめしよし。然れども此騒は爾後未だ完く収まらず、昨日に至っては機械場の工男しやくじんにも亦其病の伝染せし形跡あり、若し役員に於て所望の幾分を許容せざらんには、男女職工共に同盟罷工をなさんと迄決心し居るとの事にて、同社は其門前に「工女三百名、試験の上採用致すべくに付き、望の者は住所姓名を記し、書面差出すべし」と提示せり。而して上記す所の報にては、右の騒ぎは完く工賃引上げの一事に原因するものゝ如くなれども、他の一報に拠るときは、其事の外、本年上半年分特賞として金八百四十円を九月二十日までに与へんと取締東某の約し置けるに、未だ之を得ざる事と、待遇の公平ならざる事等も亦原因にて、一昨日の如きは午后三時頃に至り、五年間誓約書（同社に工人たるものは当初五年間従事の誓約を立てしむ）并に積立金の返附を迫れる工女四、五十名あるに及べりとのことなり。

何は然あれ、此く観ずれば、其所望の切なるを自ら制せずして、遂に不穩の振舞をなさんとする輩あるは、工場上誠に忌はしき次第にこそ。

明治三〇年以前においても、労働者の組織化もみられる。一四年「壁職組合」、二〇年「造靴工組合」、二二年「石工組合」、二五年「煉瓦職組合」などが組織された。しかし、これらの組織は、いずれも職人による同業組合にすぎなかつた。また、二二年には、石川島造船所、陸軍造兵廠、田中機械製造所、鉄道局等の鉄工によって「同盟進工組」が、二三年には「活印刷工同志会」が組織されている。しかし、これらの組織も、「主な目的は、積立金を蓄積し共同資本となし、以て工場を設立せんとする」職人による職人組合にすぎなかつた。

明治三〇年以前の労働運動について、自由民権運動との関連について触れておきたい。明治一〇年ごろから、自由民権運動が高揚してきた。この運動は、もともと、中央集権政策に不満をもつ下級士族と地租改正などに不満をもつ上層農民の同盟運動であつた。当時の自民党左派は、自由民権思想を社会改革、労働運動に結びつけようとする努力

表17 明治後期の会社・工場・労働者数の増加状況

年次	会社数	払込資本額 (千円)	工場数	内原動力 使用工場	労働者		計
					男	女	
明治二十七年	二、一〇四	一四八、三五三	五、九八五	二、四〇九	一四一、九一四	二三九、四七六	三八一、三九〇
〃 二十九年	四、五四九	三九七、五二〇	七、六七二	三、〇六六	一七四、六五六	二六一、九六〇	四三六、六一六
〃 三十一年	七、〇一六	六二一、六七六	七、〇八五	二、九六四	一七七、六三二	二三四、五七三	四二二、二〇五
〃 三十三年	八、五八八	七七九、二五〇	七、二八四	二、三八八	一六四、七二二	二五七、三〇七	四二二、〇一九
〃 三十五年	八、六〇〇	八七八、七六三	七、八二一	二、九九一	一八五、六二二	三二一、二六九	四九八、八九一
〃 三十六年	九、二一八	八八七、六〇六	八、二七四	三、七四一	一八二、四〇四	三〇一、四三五	四八三、八三九
〃 三十九年	九、三二二	一、〇六九、七〇六	一〇、三六一	四、六五六	二四二、九四四	三六九、一三三	六一二、一七七
〃 四十二年	一一、五四三	一、三六七、一六四	一五、四二六	六、七三三	二四〇、八六四	四五二、三五七	六九二、三二二
			(一九六)	(一九六)	(九八、五三三)	(二五、三五一)	(二二、八八四)

出所：明治大正国勢総覧 539-595 頁
36年以後の()内は、官営工場数。

がなされた。一五年に佐賀で東洋社会党が、同じく東京で人力車夫の組織である車会党がそれぞれ結成された。さらに、二五年になると、大井憲太郎などにより、東洋自由党が結成され、その社会的活動機関として大日本労働協会が設立され、労働運動に着手しようとしたが、いずれも発展せず、消滅した。

総じて、明治三〇年以前の労働運動は、いわゆる思想的背景をもつものではなく、自然発生的、非組織的で、ストの形態も集団的休業形態として行なわれ、近代的労働運動というより一揆的な形態のものであったといえよう。

日清戦争（一八九四年）、日露戦争（一九〇四年）へかけての二〇年、繊維産業の飛躍的な発展とならんで、鉱業、金属、機械、造船、交通、運輸などおおくの産業もまた発達してきた。これらの産業の発達にともない、男子労働者を基幹とする近代的労働者階級が創出されてきた。

すなわち、明治二十七年から四二年にかけて、会社・工場の設立が激増し、これにともない工場労働者数も増加してきた。明治二十七年に設立された会社数は、四二年になると約五・五倍、同じく工場数は、二・八倍になっている。工

表18 労働争議の推移

年次	件数	参加人員	1件当り 参加人員
	件	人	人
明治30年 (上半期)	32	3,517	103
31	43	6,292	146
32	15	4,284	285
33	11	2,316	221
34	18	1,948	108
35	8	1,849	231
36	9	1,359	151
37	6	879	146
38	19	5,013	263
39	13	2,037	156
40	57	9,855	173
41	13	823	63
42	11	310	28
43	10	2,934	293
44	22	2,100	95
大正元	49	5,736	117

出所：内務省調査、労働争議は同盟罷業・工場閉鎖

場労働者数も、二七年の三八一、三九〇名から四二年の六九二、三二一名、約一・八倍に増加している(表17)。まさに、わが国資本主義経済の飛躍的発展の時期であった。

こうした会社・工場数および労働者数の増加は、労働運動の勃興・発展の大きな背景となった。

明治三〇年(一八九七年)七月五日、城常太郎、高野房太郎、片山潜等によって、「労働組合期成会」が結成された。労働組合期成会は、「我国労働者の権利を伸長し其美風を養生し旧弊を除去し同業者相互に親睦する組合の成立を期するを目的」としたものであった(労働組合期成会規約第一条⁽⁸⁾)。

明治三〇年の労働組合期成会の結成は、わが国の近代的労働運動の出発点であった。すなわち、労働組合期成会の結成後、その直接間接の指導下で、「鉄工組合」(一八九七年)、「日本鉄道矯正会」(一八九八年)、「活版工組合」(一八九九年)など、おおくの労働者が組織化された。その結果、「労働争議の推移」(表18)が示すように、明治三〇年から四四年にかけて、労働者の争議が増加してきた。

明治三〇年から次第に労働争議が増加してきた状況のなかで、明治政府は、明治三十三年(一九〇〇年)に、「治安警察法」と「行政執行法」を公布し、政府の労働組合運動の抑圧を強化していった。治安警察法一七条は、労働組合に加入させたり、ストライキをさせた、労働条件について交渉する目的で他人に対して暴行脅迫または公然誹謗したり、あるいは、ストライキを行なう際、他人を誘惑、煽動することを禁止し、これに違反したときは、第三〇条によって、一ヶ月以上

六ヶ月以下の重禁固または三円以上三十円以下の罰金に処することを規定していた。このような内容の規定は、治安警察法の構成要件に抵触しないでストライキを行なうことを全く不可能にするものであった。

治安警察法と同時に公布された行政執行法ももすれば濫用されて労働運動に援用された。行政執行法は、「人身の安全または公安の維持を目的として、自由に人を検束し得る制度を設けたものであって、勿論この検束は一時的で翌日の日没までには釈放しなければならなかったけれども、この制度はしばしば濫用されて、組合活動はこれによって著しい障害をうけた」のであった。⁹⁾

この他、政府は、一九〇七年の「新刑法」や一九〇八年の「警察犯処罰令」なども適用して労働運動を抑圧した。

このような労働組合運動に対する弾圧立法の下で、明治後期の労働運動は、サンジカリズムの影響をうけて逆に急進化、暴動化していった。その結果、そのような労働運動は必然的に少数の闘争的な組合を中心としてのみ行なわれるようになった。

他方、大多数の労働者、とくにその圧倒的多数を占める繊維労働者は、いぜんとして未組織状態におかれ、身分的主従的支配下で、低賃金・長時間労働の原生的労働関係を形成していた。このような労働事情に対して、労働保護立法の制定の必要性は、比較的はやくからいわれてきた。政府部内においても、一八八一年すでに保護立法制定の企てもあったといわれている。¹⁰⁾しかし、それが強く世論として形成されてくるのは、日清戦争以後になってからであった。この時期に、近代的労働組合がおおく結成され、保護立法制定の必要性が主張されてきた。これに対して、経営者側、とくに紡績業者はこれに強く反対した。

しかし、日露戦争後の経済の発展と相まって、繊維産業においても大規模な労働争議が激化し、保護立法制定促進の気運が高まってきた。明治三九年の甲府矢島製糸争議は、賃下げ反対ストに、女工四五六名が参加している。明治四〇年に、鐘紡三池工場の争議では、賃金低廉反対ストのため、女工三〇〇名が参加している。明治四二年に、東京

モスリンの争議では、賃上げストのため、女工三〇〇名が参加している。いずれも、これらの大規模なスライキの背景には、低賃金、長時間労働、深夜業、過重労働への不平不満があった。

以上の背景のなかで、ついに明治四四年（一九一一年）、「工場法」の成立をみるに至った。

- (1) 労働省編著『労働行政史』第一巻、労働行政史刊行会、昭和三六年、九五―九六頁。
- (2) 赤松良子、編集・解説「第四部婦人労働運動」『日本婦人問題資料集成』第三巻、労働、ドメス出版昭和五八年、三七七頁所収。
- (3) 『山梨労働運動史』第一編、第一章、一九五二年
- (4) 『大阪朝日新聞』、一八八九年一〇月四日。
- (5) 労働省編『前掲書』九六頁。
- (6) 片山潜『日本の労働運動』岩波文庫、明治三四年、一六頁。
- (7) 労働省編『前掲書』九六―九七頁。
- (8) 片山潜『前掲書』一四〇頁。
- (9) 末弘厳太郎『日本労働組合運動史』日本労働組合運動史刊行会、昭和二六年、三一―三二頁。
- (10) 末弘厳太郎『前掲書』三五頁。

(二) 大正期の労働運動

第一次世界大戦（一九一四年―一九一八年）から満州事変の勃発（一九三一年）までの時期、つまり大正から昭和のはじめにかけ、わが国では独占資本主義が確立し、労働運動も本格的に発展した。

明治期のわが国の中心的な産業は、軍需工業を除くと、圧倒的に女子労働者を容する繊維産業であった。ところが、第一次世界大戦をさかいに、重工業・化学工業が発展し、京浜・阪神などで大工業地帯があらわれてきた。その結果、表19にみられるように、多数の男子工業労働者が増加してきた。ここに、明治期と異なった産業構造と労働者の量的・質的变化がみられるようになった。

表19 工業労働者の推移

年次	金属工業			機械器具工業			化学工業		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大正三年	三、三三二	一、三三〇	三、五六一	八三、四四一	四、一八四	八七、六二五	二八、〇五二	一三三、二五七	五二、三〇九
大正八年	一五、九七六	一、〇〇六	一六、九八二	二二八、一一五	一六、二七二	二四四、三八六	六八、二〇八	三八、八一五	一〇七、〇二三
年次	窯業及土石工業			紡績工業			その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大正三年	二六、三九五	四、七七一	三一、一六六	七二、四五二	四六四、八四八	五三六、二九九	一〇四、九九七	三八、〇〇七	一四三、〇〇四
大正八年	五六、九三八	一一、九五八	六四、八九五	一五三、八四五	六八五、五〇四	八三九、三四九	一八二、九九三	五九、八三八	二四一、八三一

出所：明治大正国勢総覧五四二頁
 注1 平均一日使用職工数
 注2 金属精錬業を金属工業とした。

他方、第一次世界大戦後、産業が飛躍的に発展したものの、インフレーションによる物価騰貴と生活苦、さらに恐慌による失業不安も大きな社会問題となってきた。

このような社会情勢の変化は、強い労働運動を進展させる基盤を成熟させるものであった。

かくて、大正期の労働運動は、このような変化を足場として活発な展開をすることとなった。さらに、この時期に、労働運動を加速させるいくつかの要因もみられた。

第一に、いわゆる「デモクラシー思想」が高揚してきたことである。大正期に入ると、自由主義・民主主義の思想が高揚し、それが社会一般に刺激を与えると同時に、労働運動に対しても影響を与えた。当時、この思想に目覚めた知識人が、労働運動に身を投じた者が少なくなかった。

第二は、一九一七年（大正六年）のロシア革命の影響がある。第一次世界大戦の末期、一九一七年一月に、ロシアでは社会主義革命が成功した。労働者・農民にとって、社会主義の実現は、人類の長い夢であった。ロシア革命の成功は、その夢を現実のものとし、そのことは労働者にはかりしれない勇気を与え、また労働運動の思想的背景に強

い影響を与えた。

第三は、一九一八年（大正七年）の「米騒動」の勃発である。第一次世界大戦中、インフレーションと物価騰貴・生活苦という状況のもとで、一九一八年八月、富山県の漁師の主婦たちが「米よこせ」と叫んで役場におしかけ、これが口火となって全国的にすさまじい「炭塵爆発」がおこった。この運動は、ついに全国一道三府四十三県にわたって、「成金征伐」、「米よこせ」のスローガンで大衆行動が展開された。この米騒動は、労働運動に大きな刺激を与えた。以上の労働運動の生成基盤の成熟やその発展を加速させる要因などが反映して、労働組合の組織化が急速に進展してきた。

まず、一九一二年（大正元年）鈴木文治によって「友愛会」が結成された。この友愛会は、つぎのような綱領を定めていた。

一、我等は互に親睦し一致協力して、相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

一、我等は公共の理想に従い、識見の開発、徳性の涵養、技術の進歩を図らんことを期す。

一、我等は協同の力に依り、着実なる方法を以て、我等の地位の改善を図らんことを期す。

右の綱領からみて、友愛会は、労使協調主義に立った親睦団体、共済団体的性格をもったものであったといえる。

友愛会は、創立当時、たった一五名の会員をもって出発したのであるが、その後次第に組織を拡大していった。まず一年後に、一、三三六名となり、二年後約二、〇〇〇名、三年後七、五〇〇名、四年後一六、〇〇〇名、五年後一八、〇〇〇名、六年後二〇、〇〇〇名に達し、その組織は、東京、横浜、高知、山形、静岡、岩手、茨城、群馬、横須賀、埼玉、山口、足尾、呉、長崎、北海道、福岡、秋田、名古屋から満州にまでも及び、常磐、横浜、神戸、大阪の各地に連合会が設けられ、印刷、紡績、鉄工、海員等には産業別組織がつくられるに至った。

友愛会は、このように次第に組織を拡大してきたのであるが、実際には、各支部のほとんどがストライキを機会に

表20 労働組合の設立状況

年次	設立数	累計
明治四十四年前	三三二	
大正元年	五	三七
二年	六	四三
三年	六	四九
四年	五	五四
五年	一三	六七
六年	一四	八一
七年	一一	九二
八年	七一	一六三
九年	六六	二二九
十年	七一	三〇〇

出所：内務省警保局調査（大正12年12月）

設立されてきたものであり、戦闘的な性格をもっていた。そのような支部の性格は、友愛会幹部の労使協調主義と相容れなく、次第に不満が高潮してきた。その結果、友愛会も次第に戦闘的な傾向を帯び、一九一九年、会の名を「大日本労働総同盟友愛会」と改称したのに続き、一九二一年には、「日本労働総同盟」と改称し、ついに「友愛会」なる名を切り捨てることになった。

友愛会の直接間接の影響下で、一般に労働組合の結成が進行した。大正一二年の内務省警保局調査によると（表20）、労働組合の設立は、大正元年と一〇年を比較すると、実に一四倍の増加である。

労働組合の結成が増加したがって、必然的に労働争議もまた増加してきた。一九〇一年の治安警察法や行政執行法の下で、明治の末期では、一時的に労働争議が減少した。しかし、大正期に入ると、労働組

合運動が再生され、とくに大正六年をさかいに、労働争議が急増した（表21）。これらの争議のうち、主要なものをあげると、東京一六大新聞社の製版部員、京都奥村電気商会、東京砲兵公廠、神戸川崎造船所、兵庫分工場、大阪砲兵公廠、東京各印刷工場、東京市電従業員、足尾、釜石、日立各鉱山などがある。争議の方法として、ピケッティング、怠業など高度の争議戦術がとられた。

以上の一般的な労働運動の高揚のもとで、繊維産業においても、労働運動が盛んになった。すなわち、繊維産業、とくに紡績業の争議発生状況をみると、大正七年から急激に争議が発生し、しかもその形態はきわめて大型なものであった（表22）。

表21 大正期の労働争議発生状況

年次	争議件数	同盟罷業 怠業に至った 争議件数	参加労働者数
1912	49	49	5,736
1913	47	47	5,242
1914	50	50	6,904
1915	64	64	7,852
1916	108	108	8,418
1917	398	398	57,309
1918	417	417	66,457
1919	2,388	497	63,137
1920	1,069	287	36,371
1921	896	246	58,225
1922	584	250	41,503
1923	647	270	36,259
1924	933	333	54,526
1926	816	293	40,742

出所：労働運動年報より作成

表22 紡績業における争議

年次	争議件数	参加人員
大正3	13	4,590
7	56	10,026
8	78	7,331
9	47	7,989
12	62	11,331

出所：朝日新聞社
「日本経済統計総観」

この時期の主要な争議をあげると、まず大正三年六月の東京モスリン紡績会社吾嬬工場の不当解雇反対争議があり、参加人員一、六〇〇名といわれている。同年七月には、日清紡績会社の慰安休暇延期反対ストに、約二、〇〇〇名参加。大正五年一〇月、尼崎紡績津守工場の検査係不公平不満ストに、約三〇〇名。大正七年八月、岐阜県大日本紡績大垣工場の賞与分配不満ストに、一、二〇〇名参加。大正八年一〇月、大阪合同紡績天満工場の賃上げストにも二、五一〇名参加。同年一〇月、東洋紡績四貫島工場の賃上げストに、三、三〇〇名参加。同年十一月、埼玉県石川第一製糸工場の賃上げストに、八〇〇名参加。大正九年二月、富士瓦斯紡績小名木川工場の賃上げストに、一、二〇〇名参加。同年三月に、東洋紡績王子工場の賃上げ等のストに、三、〇〇〇名参加。同年七月、富士瓦斯紡績押上工場の組合権要求ストに、二、〇〇〇名参加。大正一一年七月に、大阪合同紡績天満支店の賃上げ等のストに、八〇〇名参加。大正一二年三月に、大阪三国紡績の賃上げストに、八〇〇名参加。

このような繊維産業の労働運動の昂揚のもとで、大正五年（一九一六年）に鈴木文治を中心とする労働組合友愛会

に、婦人部が設けられ、日本ではじめての女子の労働組合員が生まれた⁽⁸⁾。その後、この友愛会は、総同盟と改称し、大正一五年になると同婦人部が婦人および幼年労働者の深夜業禁止請願運動を行なっている。このような運動をとおして、繊維労働者も次第に組織的になっていった。

- (1) 土穴文人『戦前期労働法制論』——解放立法展開過程の研究——創成社、一九八三年、二六二頁
- (2) 山崎五郎『日本労働運動史』改訂増補、労務行政研究所、昭和四一年、三三二頁
- (3) 一九一七年のロシア革命が、当時の労働運動に影響を与えたとする見解が一般的である。たとえば「ロシア革命の成功は労働者を勇気付けてその資本主義に対する反抗を促したのみならず、組合運動に初めから社会主義的色彩を帯びさせる端緒を開いた。」(末弘敏太郎『日本労働組合運動史』日本労働組合運動史刊行会、昭二六年、四五頁)。「ロシア革命の成功は、労働者に勇気を与えたとともに、社会主義思想に関心を持たせ、労働運動の思想的背景に強い影響を与えたものということが出来る」(山崎五郎『前掲書』三三二頁)
- (4) 塩田庄兵衛『日本労働運動の歴史』労働旬報社、昭和三九年、六七—六八頁
- (5) 鈴木文治『労働運動二十年』
- (6) 山崎五郎『前掲書』三三三頁。昭和六年、五八頁
- (7) 山崎五郎『前掲書』三五頁
- (8) 三瓶孝子「前掲論文」五三頁

二、繊維産業の女子労働運動

(一) 製糸業の女子労働運動

——明治一九年の兩宮製糸争議を中心に——

明治・大正期における労働運動の発展は、繊維産業における女子労働者にも、直接間接影響を与えている。

繊維産業における労働運動の萌芽は、まず製糸業においてであった。明治・大正期をとおして、繊維産業の労働運動を概観すると、明治期では、むしろ製糸業における労働争議が盛んであった。これに対して、紡績業の労働争議は、大正期に入ってから激増している。

以下、製糸業の労働運動を考察した上で、別項において紡績業の労働運動をみていくことにする。

明治のはじめ、官設の富岡製糸場、小野組築地製糸などの洋式機械製糸の移植にならない、器械製糸工場が各地に台頭してきた。当時、これらの器械製糸は水車を利用した、五人繰り、一〇人繰りという、家内工業的な小規模経営のものであった。そして、このような器械製糸工場で働く女工は、原則として近隣、近村の人たちであった。彼女たちは、夏秋期に製糸に従事し、冬期は家庭にあって農事の手伝いをし、家事を行ないながら裁縫、手習、諸稽古などをしていた。

その後、養蚕の進歩、発展、夏秋蚕の普及、乾繭技術の進歩、交通の発達などにより原料繭の供給が豊富になるにしたがって、それまで季節的工業であった製糸業も、操業回数が増加、規模の拡張を行ない、やがて年中作業の工場制工業として発展してきた。そこで働く女子も、近隣、近村から、遠く他府県に求人するようになり、彼女たちを収容する寄宿舎制度が設けられるようになった。

その後、製糸業は、日清、日露両戦争を契機に飛躍的な発展を遂げ、これにより製糸労働者も大正末期まで増加の一途をたどった。製糸労働者のうち、圧倒的多数を占めるものは女子労働者であり、その増加数は、器械製糸、座繰製糸、玉糸製糸を含めて、明治三三年一七万人台であったものが、大正四年に三十一万人台、大正十一年に五十四万人台へと飛躍的に増加していった。当時、職工募集競争は、激甚をきわめた¹⁾。しかし、その後は、蚕糸業の不況などもあって、女子労働者は漸次減少していった。

製糸業が飛躍的に発展し、製糸女工が増加したものの、その労働条件は座繰時代の慣習をうけついできわめて劣悪

なものであった。²⁾その上、封建的主従関係のなかから、労働条件への不平不満とならんで、人間関係の問題についての紛争も発生してきた。

やがて、右に述べた製糸業の発展と変動、労働条件や人間関係などの不平不満のなかから、製糸業女子労働者の労働争議が発生してきた。

まず、一八八六年（明治十九年）六月に、山梨県で、甲府兩宮製糸争議が発生している。この争議は、日本最初の女工労働争議であるといわれている。しかし、実は、この兩宮製糸争議の一年前、つまり明治一八年八月に、同じ山梨県の甲府の某製糸工場で争議が発生している。この争議は、工場支配人の不公平・差別待遇から出発して、感情的対立が激化して発生した。

この争議について、当時の「山梨日日新聞」は、つぎのように報道している。

「甲府某町にて随分大なる製糸場を持ち居る何某は一切の事を支配人に任せ置くと、支配人は大抵他の同業に準じて不公平のことなき様に処理すればよいのに、工女中若寡婦とか或は又、顔の美しくしき別嬪とか云うと五円の前借を申込みばよし来たると右から左へ貸し渡すも、他の亭主持とか、顔の醜いには一円を貸すさえ容易に諾と返事を為さぬので、工女中の多数は其不公平を怒り、何処の娘が首唱せしか、此処ばかり銭を取る所ではないから明日から総体に休みましようとの動議一たび出ると満場響の声に応ずるが如く一致賛成し、おたけさんも、お松ちゃんも約束を破ってはいけませんよと堅く約束を定め其朝製糸場の笛声揚るも誰一人寄り付くものもなきより、主人を始め、支配人も釜へ湯を沸して蒸気笛の音さえ揚げたるに、何故来ないだらうとて、様子を探れば満場の不平より一致同盟して此の始末なりとの事が分りたれど例年とは異り製糸営業を為したりとて別に大利の無き今年ゆえ一々工女の家へ行って、之を慰めて連れ戻すは残念なり、まして百人や二百人の工女を募るに今年柄何の難きことあらん、其中には先方より謝りて来たらんと二日、三日を経過すれど更に一人も寄り付かぬので主人と支配人は愈々腹

を立て遂に人を頼みて東郡より数十名の工女を募り来り、是れ見よと云わんばかりに製糸に取り掛りたれど、此工女等は初心のものばかりにて糸に光沢を出すことを知らざるゆえ、其繭は他と同品にても糸の価は他より下るを以て主人も支配人も日に場中を廻りて工女を督責するより再び紛議が起りそうだと云う」

右の新聞内容によると、この争議は、賃上げその他待遇の改善を目的としたものではなく、差別待遇に端を發した感情的対立による完全職場放棄である。その意味では、いわゆる狭い意味での労働争議とは異なる。しかし、女工たちが一致団結して、同盟休業を行なっている点で労働争議であるといえよう。

当時、このような差別待遇より起こる争議は比較的数量が多く、とくに女子の多いところではその傾向が著しかった。しかし、そのほとんどは、右の争議のように、自然発生的な同盟休業の形態をとった。

明治一八年の争議の翌年、明治一九年六月に甲府兩宮製糸争議が発生した。山梨県甲府の兩宮製糸場は、労働者数一九八人、当時としては大工場であった。争議の直接の原因は、

- (1) 工場主が同盟の規約に基づききびしく取締まったこと。
- (2) 朝四時三〇分出場、夜七時三〇分退場の一五時間中、中食三〇分。実働一四時間半で一般より三〇分間多かつたこと。

(3) 遅出早退工女の賃金を容赦なく差引いたこと。

(4) 工女の賃金は一日上等三二、三銭であったのが、二二、三銭と一〇銭も引下げられたこと。
 などにあった。この争議は、以下のような背景と経過をたどっている。

明治期に入り、政府の協力的な指導と援助のもとで、蚕糸業取締所が活動を開始するなど、次第に製糸業が組織化されてきた。明治一九年五月、山梨県でも県の蚕糸業組合準則を定めたものに準じて、甲府生糸組合が結成され、生糸業組合規約が作成された。この規約は、第二章第二款で、女工の取締り規則として、以下のように定めている。

第一項、組合員に於て製糸業に關し雇使する工女は相當の期限を定め、身元引受人の連署したる誓約書を取り置くべし、但し誓約期限は一期五年を過ぐるを得ず。尤も満期雇繼を為すは妨げなし。

第二項、工女を雇入れ又は解雇したる時は其都度雇主より組合事務所に届出ずべし、但し解雇の届書には其理由を具すべし。

第三項、略す

第四項、他人の雇入中に係る工女は、其雇主の承諾を得るに非ざれば之を雇入るを得ず。但し休業又は其他の場合に於て雇主と示談の上一時借用する時は双方連署をもって組合事務所へ届出ずべし。

第五項、他人雇入の工女にして其雇期中雇主の都合に依り解雇したるものの外工女の事故に依り解雇したる者は更に六ヶ月を経るに非ざれば雇入るを得ず。

第六項、他人雇入中不都合の所屬に依り解雇されたる工女は更に一カ年を経るに非ざれば之を雇入るを得ず。

第七項、他人雇入中の工女に対し予め其満期後雇入れの契約を為すを得ず。

第八項、第九項、第一〇項、第一一項を略す。

第一二項、工女の賃金は日給と定め、毎年組合定期會議に於て其額を議定し蚕糸業取締所の認可を得て施行すべし。但し、年期内と雖ども之が変更を要する時は臨時會議の議定を以て改正するを得。

第一三項、工女賃金は一ヶ月毎に給与すべし、但し雇主と工女との間に於て、別段の約束あるものは此限に非ず。

第一四項、組合に於て確定したる賃金の外各雇主に於て種々の名義を以て金銭物品等を給与し又は諸興業所等へ之を誘引するを得ず。但し工場設立其他記念会等の節、祝意を表するため金銭物品等を給与せんとするときは組合事務所の認可を受くべし。

第一五項、雇主は毎月工女賃金の内を以て其五〇分の一以上の金額を貯蓄せしむべし、但し貯蓄金取扱に係る

方法は各組合に於て之れを定むべし。

第一六項、各組合に於ては左の範囲内に於て工女賞罰に係る一定の方法を設けこれを施行すべし。

一、賞与一ヶ月 金一円以内

一、過料一ヶ月 賃金額以内

但し粗製濫造に依り一ヵ年三回以上過料処分を受けたるもの及び其他特に不都合の所為あるものは解雇すべし。

以上の規約によると、当時の女工はきびしい取締りをうけていることがわかる。工女は、他の工場にいく自由選択がない(四項)、自分で工場を止めた場合は、六ヶ月、事業主によって誅首された場合は、一ヵ年仕事につくことができない(五・六項)、賃金の一方的決定と支給(一二項)、さらに過料を全賃金に課することも可能(一六項)、賞与一ヶ月、一円は(同項)、当時の賃金は一日約三拾三錢程度であり、したがって一円というのは、わずか三日分にすぎない。このような一方的封建的規約は、結局労働時間の延長、賃金の引き下げなど、労働条件を劣悪なものにする事になった。

兩宮製系場を含めて、当時の女工の労働時間は大体一四時間であった。一四時間の時間帯は、一般に、朝四時三〇分に出場し、昼の一二時三〇分まで八時間働き、中食一時間をとって、一時三〇分から夜七時三〇分まで六時間働くのが普通であった。兩宮製系では、昼食時の三〇分を差し引いて一四時間半に改めたわけである。

朝四時三〇分出時、夜七時三〇分終了ということは、遠くからの通勤工にとって大変なことであった。彼女たちは、朝三時半に家を出て、夜八時半に帰宅となる。当時、治安維持も十分でなく、痴漢、暴漢がおおかった。たまに遅刻すると、同盟の規約によって、賃金が差し引かれた。子持ちの女性が時間どおりに出勤しても、二〇分の時間の賃金を差し引かれた。そればかりか、便所に行く時間や水を飲む時間も差し引かれた。これらはいずれも、規約の一六項が援用されて、容赦なく実施されたものであった。

兩宮製糸争議は、以上のような背景のもとで、発生した。

それでは、争議の経過について、みてみよう。

争議は、六月一二日ごろから、百余名の女工たちが同町の寺院に集合し完全同盟休業を行なった。工場主の兩宮喜兵衛は、あわてて主謀者と協議し、近村の通勤女工だけ出勤時間を一時間おくらせるなど打開策を図ったが、こんどは市内居住の女工たちが、それでは不公平とわざわざ不良品を出すことを申し合わせたので、ついに工場主が譲歩し、六月一六日、(1)出勤時間を一時間ゆるめること。(2)その他なんらかの方法で、優遇措置を考えることという条件で解決した。争議は、全面的に女工の勝利で終わった。

兩宮製糸争議が発生した六月、同じく甲府の海老平紡績では、長野県松本からきていた女工二〇名が、生糸組合規約による取締りが過酷のため逃亡するという事件が起こった。また、同月に、甲府沢井製糸の女工四五名は、賃下げ、労働時間延長に抗議してストライキを行なった。また、七月には、甲府の丸山製糸紡績の女工七〇人、八月には、甲府長田製糸の女工五〇人がそれぞれストライキをしている。

明治二五年九月には、甲府矢島製糸の女工一五〇名が、賃下げ反対ストを行なったが、このときは女工側の団結が総崩れとなり、完敗した。

明治三一年二月、三井富岡製糸場の女工(通勤工)二三〇名は、賃金支払の改定に反対して、七日間の同盟罷業を決定した。この争議は、結局女工側が譲歩して終了した。

明治三五年九月には、山梨県の山梨製糸の女工五〇〇名が、劣悪な待遇な抗議してストライキを行なっている。

続いて、明治三六年七月、甲府草薙社の女工九〇〇名が争議を行なっている。この争議は、(1)女工の賃金引下げ、(2)粗食に対する不平、(3)監督が嚴重で自由がない、ことを理由として行なわれたものである。争議は、一日間にわたり、賃金引上げ、監督をゆるめる、争議の中心となった三工女の解雇、を条件に妥結した。

明治四〇年七月、群馬県山十組製系の女工三〇〇名は、一六時間労働、食事改正、工場の衛生不備などに抗議してストライキを行なっている。

明治四四年になると、島根県高津製系の女工四四名が、賃上げを要求して二五日間の長期ストライキを執行している。大正期、とくに第一次世界大戦後あたりから、製糸業の女子労働運動も一段と高まってきた。争議の規模も大きくなってきた。以下、主要な争議をあげておきたい。

大正八年五月、長野県上田時田館では、過酷な労働、工賃不当などに抗議してストライキを行なっている。このときの女工のスト参加人員は、一、〇〇〇人以上であった。

同年一月でも、埼玉県石川第一製系の女工八〇〇名が、五割の賃上げを要求してストライキを行なっている。

大正一一年一月の仙台片倉組製系工場の争議は、賃金五割増要求、賃金工程率の随時発表、貯金額の公表などを要求して行なわれたものであるが、このときのスト参加人員は、一、〇〇〇名とされている。

翌年の大正一二年一月の栃木県山十組製系所の争議では、工賃値上げ要求をして一、三〇〇名が参加している。

その他、大正末期から昭和初期にかけて、製糸業の不況が深刻化するにつれて、大小の労働争議が頻繁に発生している。なかでも、昭和二年八月に発生した長野県諏訪地方の山一林組の争議は、一、三五七人の参加者によって一八日間にわたり決行され、製糸労働史上未曾有の大争議であった。この年の三月には、日本総同盟傘下で「全日本製糸労働組合」が岡谷で発足し、八月には、二〇数支部八、〇〇〇人が組合員として組織化された。

- (1) 日本繊維産業史刊行委員会編『日本繊維産業史』総論篇、日本繊維協議会、繊維年鑑刊行会、昭和三五年、三九九頁。
- (2) 日本繊維産業史刊行会『前掲書』各論篇、一六四頁。
- (3) 『山梨日日新聞』明治一八年八月一三日「山梨労働運動史」昭和二七年、三〇四頁。
- (4) 赤松良子、編集・解説『前掲書』第三卷、労働、ドメス出版、昭和五八年、三七八頁。

表23 日清戦争後の紡績業の発展

年次	工場数	据付錘数	綿糸産額(貫)
明治24年	40	401,642	7,689,938
25年	41	403,226	10,247,508
26年	46	473,158	10,666,744
27年	53	627,816	14,620,008
28年	56	677,108	18,437,012
29年	68	959,606	20,585,485
30年	79	1,207,174	26,134,120
31年	80	1,295,310	32,163,239
32年	75	1,359,154	37,709,378
33年	67	1,361,122	31,079,252

出所：飯島幡司『日本紡績史』120頁

表24 日清戦争後の綿糸輸出の躍進

年次	数量(斤)	価額(円)
明治23年	9,337	2,364
24年	32,387	7,873
25年	32,754	7,720
26年	315,993	59,176
27年	3,538,868	955,530
28年	3,532,893	1,034,479
29年	21,974,713	4,029,425
30年	42,034,975	13,490,197
31年	68,833,763	20,116,586
32年	102,360,832	28,521,438
33年	62,619,660	19,901,522

出所：飯島幡司『日本紡績史』122頁

とくに、日清戦争後、紡績業は大きく躍進した。表23が示すように、この機に工場数、据付錘数、綿糸産額は、大きく伸びている。また、綿糸の輸出状況をみても、日清戦争後、飛躍的に伸びている(表24)。

やがて、わが国紡績業は、日露戦争を経て、紡績業としての強力な基礎を確立し、さらに、第一次大戦下の大正期にかけて急激な膨張発展をとげ、輸入綿糸を駆使し輸出産業として世界市場に進出していった。

近代的綿糸紡績として飛躍的に発展した。

(二) 紡績業の女子労働運動
——明治三二年の天満紡績争議を中心に——

明治政府の保護政策によって発足したわが国紡績業は、明治一五年民間資本で設立した大阪紡績の成功によって、

- (5) 赤松良子、編集・解説『前掲書』三八二頁、「山梨労働運動史」一〇〇～一一頁。
(6) 赤松良子、編集・解説『前掲書』三八二頁。

表25 紡績業確立期の労働者の増加状況

年次	総数	男工	女工	女工の割合
明治19年	1,877	706	1,171	—
23年	14,415	4,089	10,330	71.6
24年	19,267	5,051	14,216	73.7
25年	25,231	6,354	18,878	74.8
29年	47,481	11,394	36,087	76.0
30年	44,991	9,933	35,059	78.0
40年	76,880	14,879	62,001	80.6
大正元年	101,754	19,428	82,326	80.2

出所：「貨幣制度調査会報告」「農商務統計表」より作成。

紡績業の飛躍的な発展は、紡績業に従事する労働者を急激に増大させていった。表25は、紡績業の確立期における労働者の増加の状況を示したものである。これによると、紡績業の労働者は、明治二三年を機として急激に増加している。これは、同年における初めての生産過剰恐慌を機会に清国市場へ綿糸を輸出し、これにより紡績業が著しく発展したからである¹⁾。

このように、わが国の紡績業は、日清・日露両戦争を経て飛躍的に発展し、その労働者の数も急激に増加してきた。しかし、労使関係の面では、明治初年以來いぜんとして身分関係や主従観念が支配し、労働条件も劣悪なままで、いわゆる原生的労働関係が維持されてきた。その結果、このような労働関係のなから、必然的に労働争議が発生してきた。しかし、そのような労働争議のほとんどは、「感情的な反撥」などから自然発生的なかたちをとったものであった²⁾。紡績業では、明治期をとおして組織的な労働組合は生まれなかった。

紡績業において、はじめて女子労働者を中心とする労働争議が発生したのは、明治二三年（一八八九年）の天満紡績のストライキである。これについて、明治二七年（一八九四年）の天満紡績のストライキが、紡績業における最初のストライキであるとする見かたがある。たとえば、「プロレタリアートと日本型ブルジョアジーとの拮抗の現実化、即ち天満紡績罷工（明治二七年）を起点とする……」³⁾、あるいは、「二七年一月二六日には天満紡績株式会社に於て職長に対する不満から罷業が起った……之が真の意味の近代的ストライキの始⁴⁾」、とするなどの見かたがある。しかし、実際には、明治二七年以前の明治二二年に、大阪天満紡績という、当時としては近代的な大工場において労働争議が発生しており、しかも、

その争議の内容や性格も、いわゆるストライキというにふさわしいものをもっている。その意味で、明治二二年の天満紡績争議こそ、紡績業における最初のストライキとみてよいであろう。以下、この明治二二年のストライキを紹介した上で、再度右に述べた点についても再論したい。

明治二二年一〇月の天満紡績のストライキは、同年に発生した各地の水害・凶作による米価の異状な騰貴を背景に発生した。当時の『大阪朝日新聞』によると、「現米は八円以上となり今にも十円迄奔騰せんず勢ひを見て市中の搗米商は勿論水車白米商に至る迄此所でこそ一儲けせんと庭に積し品物を急に何れへか匿して特用品のあらざる体になり甚しき附札をも出さず客が来れば彼方次第で高く売付け中には二斗注文の所へは一斗、一斗の所へは五升といふやうな塩梅で所謂品物の締売と出掛け不徳義なる事をして数年来の花客先へ手支へさせし者さへ」ある始末であったと記している。⁽⁵⁾

ストライキの要求項目は、「賃上げ要求」だけであったかのよう⁽⁶⁾にみられているが、当時の『大阪朝日新聞』は、つぎのように記している。

「而して上記す所の報にては、右の騒ぎは全く工賃引上げの一事に原因するものの如くなれども、他の一報に拠るときは、其事の外、本年上半期分特賞として金八百四十円を九月二十日までに与へんと取締東某の約し置けるに、未だ之を得ざる事と、待遇の公平ならざる事等も亦原因にて、一昨日の如きは午后三時頃に至り、五年間誓約書（同社に工人たるものは当初五年間従事の誓約を立てしむ）并に積立金の返附を迫れる工女四、五十名あるに及びりとのことなり」⁽⁷⁾。

これによると、ストライキの要求項目は、以下の四項目である。

- (一) 賃金引上げ。
- (二) 上半期特別賞金（賞与）の支給。

(三) 待遇の公平。

(四) 「五年間誓約書」と「積置金」の返付。

賃上げについては、物価騰貴が背景になっているが、同時に、天満紡績の労働者の賃金が他社より低かった事情もあった。『大阪朝日新聞』は、「堂島紡績所に比すれば一車の手間賃に就き二三厘も低ければ是非引上げをなせよ決して無理なる請求にあらざ」と記している。

上半期特別賞金は、会社側が八四〇円を九月二日までに支給すると約束しておきながら支給しなかったため、これを要求したものである。

待遇の公平は、当時工女の差別待遇が行なわれていた実情から、これを是正するよう要求したものであった。

「五年間誓約書」というのは、天満紡績会社に入社するさい、入社後五年間同社に勤務することを誓約した文書である。当時、おおくの紡績会社は、期間の長短はあるものの、この種の誓約書を提出させていた。

「積置金」は、強制貯金によって貯蓄した積立金のことである。「大日本綿糸紡績同業聯合会」は、明治二六年に「職工取扱準則」を設けて、職工に貯金を強制した。この準則は、強制貯金について以下のように定めていた。

第二十六条、職工をして一は備主に対し自己の信認を表し一は各自非常の用途の備ふるの目的を以て応分貯金せしむる為め貯金奨励規定を設く可し

第二十七条、職工貯金は備主に於て預り利殖するか或は預金局郵便局亦は確實なる銀行等に預けしむ可し其保管は備主其責に任し職工をして貯金の本旨を遵守せしむるを要す

また、この準則の第三十一条では、懲罰について「解備未払工銀及貯金恩給等を損害要償の為の没収」する旨の規定を設けている。このような強制貯金の主なねらいは、職工の福利のためというよりも、むしろ「損害要償」にあったと考えられる。天満紡績の「積置金」も、おおむねこのような性質の強制貯金であったと考えられる。ましてや当

時は、職工の争奪・逃亡が激しく、そのため会社はそれを防止するためにこのような制度を設けたものと思われる。

それでは、この天満紡績ストライキは、どのような経過を経て、決着したのか。

このストライキは、明治三二年九月三〇日から一〇月五日にわたって行われた。

まず、九月三〇日、午前九時の休憩時間に総場の女工約三〇〇人が食堂に集まり、主だった人の提言により「今日こそは賃金引上の言出を為すの宣からめ」と相談。正午に同じ相談をし、一二時三〇分の就業時間の汽笛がなくても誰も工場に行かなかった。工場の役員が不審に思い、食堂に来たところ、相談中の女工二、三人が矢庭に役員に賃上げの要求をした。役員は、要求については社長と協議して、返答する旨を約し、それまで平常どおり就業するようにいい、就業させた。しかし、その後何の返答もないので、午後五時三〇分、女工たちは再び仕事を止め、会社の門前に出て、夜業のために出社してきた女工を待ちうけ、「人毎に何か示合せし模様」であったが、その日はそのまま何も起こらなかった。

その日から女工たちは、とにかく仕事を手につかず、ただ役員の返答を待っていた。ところが、会社から何の返答もないので、ついに一〇月二日午前七時ごろ、約三〇〇人の女工が会社の南側にある野道に集まり、役員を待ちかまえて、そこへ吉村某という役員が来たのでヒタと取巻き、八方より賃金引上げの返答をどうなったかと迫った。吉村は、女工たちとにかく社内に入れといひ、女工たちが社内に入るや否や、彼は彼女たちを嚴重に取調べ、即座に発起人を解雇し、その他の女工は説諭して就業させた。

翌一〇月三日、この騒ぎに、機械場の工男にも女工に同調する者があらわれ、彼らは「若し役員に於て所望の幾分を許容せざらんには、男女職工共に同盟罷工をなさん」と決心した。

この日、女工たちは朝夕、会社の門前に集まり、昼業や夜業のため出社してくる職工を押し止めた。彼女たちは、「此八百余名の職工が打揃ふて出社せざれば会社は終に閉口して賃金の値上げをなし就職を頼むは必定なり」といひ、

出社する職工の弁当を取りあげたりした。この日は、欠勤する職工が多かった。

会社の側は、三日に出勤する職工があまりに少なかったので、ついに営業を中止した。役員らは、人力車などで欠勤している職工に出社をうながし、また、会社の門前に「工女三百名、試験の上採用致すべくに付き、望の者は住所姓名を記し、書面差出すべし」を掲示し、女工の募集にのりだした。

他方、ストライキに参加した約四〇〇人の職工たちは、午後から天満紡績や堀川監獄、硝子製造会社近くに集まり、種々相談をし合った。そのことが、憲兵第六管区長柄屯所の知るところとなり、憲兵四人がその場に出張し、集まっている職工たちに説諭を加え、解散を命じた。

一〇月四日になると、会社は、争議の「発頭人中重立ちたる」男女六〇余人、女工二〇余人を呼び、厳重に取調べた。これは、解雇するか、あるいは要求を入れて賃上げをするかについて決断するためであった。

一〇月五日、昼業職工四〇〇人が、会社の説諭に服して就業するようになった。しかし、夜業職工数百人は、会社の説諭に承服しないで、「賃金の値上げを聞入れぬとならば我々に相当の前借を許されし」と会社に要求した。しかし、この要求はとおらなかった。

結局、このストライキは、会社側が説諭に服さなければ、解雇するという強い態度に出たため、職工たちは止むなく会社側と妥協することになった。会社側は、職工がストライキを中止することを前提に、次の二点を認めることになった。

(一) 就業のうえ、勤勉なものには賃金の引き上げを行なう。

(二) 本年上半期における特別賞金は、六月までに入社したものに限り、一〇月二〇日までに支給する。

これにより、天満紡績のストライキは決着した。¹¹⁾ このストライキでは、条件付きではあるが、会社側の譲歩があり、その意味では、一応労働者の勝利だったといえよう。

以上、明治二二年の天満紡績のストライキをめぐる、その要求項目や経過などについてみてきた。ところで、このストライキは、自然発生的ではあったが、いわゆる「感情的な反撥」や単なる「騒擾」として発生したものではなかった。このストライキは、最初から、賃上げ・賞与要求・待遇公平など労働条件や労働者の待遇についての要求を掲げていた。また、そのストライキの規模や形態においても、天満紡績という近代的大工場における同盟罷業として行われている。この点で、明治二二年の天満紡績のストライキは、紡績業における最初の労働争議であったといえよう。

明治二二年の天満紡績ストライキを起点にして、その後紡績業において、数々のストライキが発生している。明治二七年（一八九四年）一月、同じ天満紡績で、主任技師、工務係らの不公平取扱いに怒った男女工が、解雇を要求してストを決行した。この労働争議は、労働者の敗北に終わり、首謀者六人に刑法二七〇条の工業妨害の刑が適用された。わが国で、ストライキに刑法が適用された最初のものであった。⁽¹²⁾

ついで明治二七年（一八九四年）の四月と翌二九年の七月に、三重紡績において部長横暴に反発したのをはじめとして三次にわたるストライキが行われた。これも労働者側の敗北となり、首謀者五人が解雇された。

明治三〇年（一八九七年）八月になると、また天満紡績会社において、ストライキが行われている。このストライキは、石川県出身の女工が、加賀乞食と悪罵されたのが発端となって、差別待遇に反対してストが決行された。このストライキは、警官の説諭によって解決された。同年には、賃上げを要求して新町紡績争議も発生し、ここでは首謀者十一名が解雇された。

明治四二年（一九〇九年）九月、姫路市播磨紡績が賃上げを要求してストを決行した。このほか、明治四三年（一九一〇年）大阪紡績松島分工場が、年末賞与増額、賃売反対を要求してストライキを行なっている。また、明治四四年（一九一一年）三月には、鐘紡岡山花畑工場において、賃下げ反対、強制貯金反対を掲げて、職工三〇〇名がスト

表26 紡織業における労働争議

年次	実数		比率 (%)	
	件数	参加人員	件数	参加人員
大正 3	13	2,231	26.0	28.3
4	9	1,607	14.1	20.5
5	14	1,405	13.0	16.7
6	57	6,515	14.3	11.4
7	56	10,026	13.4	15.1
8	78	7,331	15.7	11.6
9	47	7,939	16.7	21.8
10	50	5,784	20.3	9.9
11	62	10,889	24.8	26.2
12	62	11,331	23.0	31.2
13	66	14,120	19.8	25.9
14	105	17,859	35.8	43.9
15	143	12,425	28.9	18.5
昭和 2	96	14,315	25.1	30.7
3	83	8,748	20.9	18.9
4	87	17,235	15.1	22.3
5	164	22,060	18.1	27.1
6	142	13,880	14.3	21.5
7	139	10,095	15.6	18.4
8	87	10,976	14.3	22.2
9	80	7,978	12.8	16.1
10	101	9,376	17.1	24.8
11	122	7,265	22.3	23.5
12	102	15,601	16.3	12.6
13	41	4,982	15.6	27.2
14	52	4,779	14.5	6.6
15	22	1,451	8.1	4.4

出所：労働省労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」

ライキを行なっている。

以上、明治期における紡績業の労働争議についてみてきたが、これらの争議はいずれも労働組合による組織的な争議ではなかった。また、これらの争議は、明治期の身分関係や主従観念で支配されている労使関係の下で発生しており、それだけに会社側の強行な態度に労働者側が敗北に終わる場合が多かった。

他方、企業外では、政府が、明治三十三年（一九〇〇年）三月に、「治安警察法」を公布し、これらの労働運動を弾圧することになった。これにより、紡績業における女子労働運動は、大きく後退することになった。

大正期に入ると、第一次世界大戦（一九一四—一九一八年）は紡績業にとって、日清・日露両戦争におけるよりもはるかに飛躍的な発展をもたらした。労働関係においても、大正五年（一九一六年）に「工場法」が施行され、労働者の待遇改善や保健衛生設備の完備、寄宿舎の改修増設および管理の改善、その他福利施設の整備が行われるようになった。

他方、大正期に入ると、「友愛会」が成立し、その指導の下で次第に近代的な労働

表27 綿紡績業における主要労働争議の発生状況（大正、昭和期）

年次	会社工場名 (組合名)	参加人員 (従業員数)	要求項目	解決状況	備考
大5	富士瓦斯紡保土ヶ谷工場	150	不当解雇(研究団体首謀者)反対	要求不貫徹	
9	富士瓦斯紡押上工場 (紡織労働組合)	男工 400 女工1,700	工場長排斥および組合権確認	要求不貫徹 (誠首)	
12	三 国 紡 績	(1,160)	手当切下げ反対、休日増加、 食費値下げ	要求不貫徹	
12	岸和田地方四紡績工場	(8,947)	賃金(2割)増額、解雇、病 気手当支給その他	要求貫徹	
13	日本紡績明石工場		組合結成職工誠首反対、工場 閉鎖反対	要求不貫徹	
14	富士瓦斯紡川崎工場 (総同盟関東紡織労組)	1,330 (4,853)	寄宿舍女工の待遇改善、組合 加入の自由承認等	妥協解決	
昭2	大日本紡績橋場工場 (東京紡織労働組合)	2,995 (2,995)	組合加入の自由、皆勤、退職 手当の支給等	組合加入職工 88名解雇	
4	大阪合同紡績神崎工場 (総同盟尼崎連合会)	1,700 (6,036)	組合加入職工解雇反対、賃上 げその他	要求不貫徹	
4	天 満 紡 績	971	深夜業廃止にともなう時間改 正反対		
4	柏 原 紡 績	554	深夜業廃止による収入減反対		
5	吉 見 紡 績	527	賃下げ(1割2分)反対		
5	鐘 洩 紡 績 東 京 工 場	3,260 (3,260)	戦時割増金全廃の撤廃 戦時手当7割本給繰入	自然消滅	
5	鐘 洩 紡 績 淀 川 工 場	420 (1,047)	"	従業員収容費 4万円支給等	
5	鐘 洩 紡 績 京 都 工 場	606 (3,471)	"	自然消滅	
5	鐘 洩 紡 績 兵 庫 工 場	2,479 (2,726)	"	無条件就業	
5	岸和田紡績堺分工場 (労農党系泉州合同労組)	198 (643)	賃下げ撤回その他	要求不貫徹	

出所：日本繊維協会『日本繊維産業史』377頁

組合が設立されるようになってきた。紡績業においても、労働組合の誕生をみるに至った。その結果、とくに昭和前期の世界恐慌期にかけて、本格的な労働争議が展開されるようになった(表26)。

労働争議統計によると、大正三年から昭一五年の間の紡績業における争議件数および争議参加人員はそれぞれ全産業の一八・四%、二〇・六%で、機械器具工業と合して全産業の半数を占めていたとされている。

紡績業の労働運動のほとんどは、友愛会の指導の下で行われており、その後大正一四年の総同盟の分裂とともに総同盟と評議会の左右両派によって指導さ

れるようになった。

大正・昭和期において、紡績業で発生した主要な労働争議は、表27のとおりである。これによると、大正期では、労働組合の結成の承認、組合加入者の解雇反対などが労働争議の争点になっている。昭和期に入ると、昭和二年から七年にかけての大恐慌下で、人員整理反対、賃下げ反対などが争点となり、本格的なストライキが展開されている。

他方、こうした紡績業などの本格的な労働運動に対して、政府は、大正二四年（一九二五年）三月に「治安維持法」、大正一五年（一九二六年）に「暴力行為取締法」などを成立させて、弾圧に臨んだ。

- (1) 三瓶孝子『日本綿業発達史』慶應書房、昭和十六年、三八二頁。
- (2) これにつき、大河内一夫教授は「日清戦争終了以前においても、明治初年から引続いてさまざまな運動が記録されているが、これらは、本来の労働運動というよりは、騒擾または一揆の範疇に属すべきものであり、組織ある闘争というよりは本能的反発であり、資本主義的に近代的な運動なり闘争であるというよりは、むしろ前期的なものだったというべきである」(同著『黎明期の日本労働運動』、二四頁)と述べておられる。
- (3) 山田盛太郎『日本資本主義分析』一六一頁。
- (4) 嘉治隆一郎『明治時代の社会問題』岩波講座、日本の歴史、昭和九年、一一二頁。
- (5) 『大阪朝日新聞』明治三二年九月二八日付。
- (6) たとえば、山本四郎「明治前期の労働運動」(1)『近代史研究』第四号、一四頁。
- (7) 『大阪朝日新聞』明治三二年一〇月四日付。
- (8) 『同紙』明治三二年一〇月五日付。
- (9) 飯島幡司『前掲書』六九―七一頁。
- (10) 北崎豊二『明治労働運動史研究』雄山閣、昭和五一年、八六頁。
- (11) 明治三二年の天満紡績のストライキの経過については、明治三二年一〇月四、五、六、八日付の『大阪朝日新聞』を参照。なお、北崎豊二『前掲書』(八七頁以下)においても、詳細に紹介されており、本稿においても参照している。
- (12) 明治二七年の天満紡績争議の詳細については、北崎豊二『前掲書』九三頁以下を参照されたし。
- (13) 日本繊維協議会、繊維年鑑刊行会『前掲書』三七七頁。

(三) 紡績・製糸業における争議発生状況——年表

明治・大正期における紡績・製糸業における争議状況は、以下のとおりである。

紡績・製糸業における争議発生状況 (明治・大正)
(ドメス出版、日本婦人問題資料集成第10巻より作成)

年次	綿紡績会社名	製糸業会社名	参加員	争議原因・結果
1886 (明治19年)				
6.12 ~16		甲府雨宮製糸紡績	100 名以上	労働時間延長、賃下げ反対スト、工場主の譲歩で和解
6.18		甲府海老平紡績	20	生糸業組合規約が過酷のため逃亡
6.28 ~29		甲府沢野井製糸	45	賃下げ、労働時間延長不満スト
7.18		甲府、丸山製糸紡績	70	雇主への不満から職場放棄、仲介者により調停
8.2		甲府長田製糸	50	労働条件違反に対してスト、貫徹
1887				
7.—		甲府町外、製糸場	150	労働強化に職場放棄、待遇改善要求スト
1889				
6.—		山梨県韭崎製糸場	—	罰金に対する不満からスト
9.30 ~10.5	大阪天満紡績工場		約300	賃上げスト、特別賞金支給などで妥結
1891				
3.23		京都第一絹糸紡績	—	部長横暴に対してスト

1892	9.29 ~10.2		甲府 矢島製糸場 矢島製糸魚町工場	150	賃下げ反対スト、女工側団結総崩れ、完敗 スト謀議、首謀者1名解雇
1893	8.—		三重県喜多村製糸場	15	労働時間過長と粗食に不満スト、雇主側を提訴
1894	1.26 4.14	大阪 天満紡績 三重紡績第三工場		— —	工場掛への不満で騒ぐ 工務掛と紛争スト
1896	7.21 8.4	三重 紡績	第一絹糸紡績	— 3	男女工、賃上げスト、女工900人大阪へ逃亡を企 画、不貫徹、5人解雇 逃亡企画、失敗
1897	4.2 8.10 8.16 8.— 9.6 10.24 ~11.17		島根県松江蚕糸会社 島根県松江中原製糸 長野県諏訪山又製糸場 山梨県製糸工場 島根県高津製糸会社	90 以上 50 100 以上 — 40 44	監督排斥、賃上げ要求、女工3名解雇、復職要求 スト 賃上げスト 石川県出身女工、加賀乞食と悪罵され、スト 過重労働・粗食に耐えかねて逃亡 臨時休業に反対スト、妥結 賃上げ要求25日間スト、妥結

1898	2.10 ~16 2.17 2.—		三井富岡製糸場 福島県白河製糸会社 甲府藤井製糸場	230 125 40	運動工女、労働条件改定に反対スト、工女側譲歩 食事粗悪改善要求スト、南京米廃止で妥結 待遇改善要求スト
1899	7.—		甲府野沢製糸場	90	2人の女工に反物1反賞与したため、他の女工怒りスト
1902	7. 1 9.— 10.29		埼玉県深谷町製糸工場 山梨県山梨製糸	270 500 230 以上	賭方に大食となじられ同盟断食 劣悪な待遇に反対スト 男女工、積立金払戻しを要求紛擾
1903	7.11 7.— 11.18 12.—		甲府草薙製糸社 愛知県森川製糸 埼玉県小谷田製糸工場 富士丸十製糸工場	900 45 121 80	監督排斥、賃下げ反対スト、妥結 スト、妥結 賃金の不公平にスト、貫徹 宿舍監督の不正行為からスト
1905	11.—		甲府草薙製糸社	900	スト
1906	7. 5 ~ 7 9. 5		甲府矢島製糸 山梨県駒井製糸	456 —	賃下げ反対スト、解決 賃金不足払に對しスト、失敗

	9. —		山梨県中込製糸	—	賃下げ反対スト、不貫徹
1907	1. 19		兵庫県中央製糸	35	病氣退社の同僚を見送ったことで、各60銭科料処分に対する抗議スト
	2. —	鐘紡三池工場	群馬県山十組製糸	300	工場長不服、賃金低廉のためスト
	7. 6			300	16時間労働、食事改善、工場衛生不備抗議
1908	9. 30	鐘紡熊本工場	群馬県水交社製糸場	10	虐待にたまりかねて脱走
	10. 2			120	教師に不満スト
	7. 27	三重紡績津工場		500	賃上げ要求ストを協議
1909	9. 1	神奈川保土ヶ谷富士紡績		17	新雇工女17名、虐待に耐えかねて逃亡
	11. 29	岡山吉備紡績		1,200	積立金・恩給金の支払要求スト
	1. 13	東京モスリン	山梨県益進館	300	賃上げスト
1910	7. —			—	検査員を排撃してスト
	9. —	姫路市播磨紡績		40	男女工、賃上げ、要求スト
	1. 16	大阪紡績松島分工場		—	年末賞与些少のため、賃売廃止反対スト、解決
	3. 15	静岡県小山紡績工場	新潟県村松町製糸場	4	日給契約不履行・粗食のため逃亡、警察に保護
1910	7. 15		静岡県大宮町製糸所	120	賃上げ要求スト、40人余拘引される
	10. 17			200以上	スト

1911	1.20 ~28 3.28 ~30 8.21 ~27	亀戸松井モスリン 鐘紡岡山花畑工場 亀戸町日清紡績		400 300 2,300	監督者の不品行に対してスト 賃下げ反対、強制貯金反対スト 長時間労働、過酷な取扱に不満スト未解決
1912 (大正11年)	3.27 ~4.1 3.29 ~30 5.— 9.29 9.— 10.1	岡山県半田綿行紡績部 三重紡績津分場	鳥取製糸 山梨県斉藤製糸場 栃木県川田製糸場 福井県笏谷	100 2,000 1,000 以上 110 以上 40 200	待遇上の不満からスト、不貫徹 賃下げ反対スト 賃金不払い反対 挽賃値上げ等要求スト 揚場の女工解雇 前借敷禁の規定に反対してスト
1913	6.7	東京モスリン吾孺工場		4,000	宿舍係長らの解雇に抗してスト
1914	3.6 6.20 ~21	大阪府福島紡績 東京モスリン吾孺工場		200 1,600	新任工務係員の解雇要求、飯代値上げ反対スト 解雇、賃下げ、労働時間短縮反対、飲食物改善

1915	7. 6	大阪府摂津紡績野田工場	埼玉県鶴巻製糸所 長野県古久庄製糸	68	酷使に反対スト
	7. 6			200	デニールの賞罰に反対してスト
1916	7.15	日清紡績	和歌山県岩出製糸工場	約 2,000	慰安休暇(盆踊り)延期に不満スト
	7.—			—	虐使に耐えられず警察に訴え
1917	2. 7	亀戸日清紡績	和歌山県岩出製糸工場	300	工場主の不徳からスト、女工帰郷
	8.16			—	人事問題で紛議
1918	10. 7	尼崎紡績津守工場	福井県製糸工場 新潟県真益社 福谷製糸工場	300 以上	検査係の不公平に抗してスト、指導者5人解雇
	7.29 ~8. 3			400	男女工、賃上げ要映、戦時手当支給で妥結
1918	8. 1	富士瓦斯紡績押上工場	福井県製糸工場 新潟県真益社 福谷製糸工場	180	1枠20匁の引賃9銭を12銭に値上げ要求スト
	8. 1			210	賃下げ、粗悪食物に反対スト、妥結
1918	8.25 ~26	静岡県東海紡績	静岡県東海紡績	270	支配人排斥スト
	3. 1			75	工賃値上げ要求スト
1918	6.22 ~23	大日本紡績高田工場	岐阜県大日本紡績大垣工場	89	賃上げ要求スト
	8.22			1,200	賞与金分配に不満スト
1918	9. 8	大阪府堺絹綿紡績		36	重役の横暴にスト

9.11	奈良県日本紡績分工場	長野県生糸販売組合	60 以上	工場管理者の態度に不満スト
10. 1			1,600	待遇不満スト
1919	5. 8 愛媛県倉敷紡績松山分工場	長野県上田時田第	50 以上	賃上げ、工務監督処分を要求してスト
5.22 ~23		長野県上田時田第	1,000 以上	労働過酷、工賃不当にスト、妥結
7.31		埼玉県東洋館製糸工場	150	賃上げ要求スト
8.17		新潟県製糸工場	150	賃上げ要求
10. 6	大阪合同紡績天満工場		2,510	男女工、賃上げ、10時間制要求スト、妥結
10. 6 ~20	大阪大日本紡績下福島工場		500	男女工、賃上げ、8時間制要求、賃上げ妥結
10. 6 ~21	東洋紡績四貫島工場		3,300	男女工、賃上げ、10時間制、公休日の制定要求
11. 1		埼玉県石川第一製糸	800	5割賃上げ要求、妥結
11. 4		山梨県若尾製糸工場	400	慰安会中止、不満スト
1920				
1. 4 ~6	神奈川県相模紡績会社		800	会社と職員間の争いから辞職した専務などに同情スト、監督者の強制により就業
1. 8 ~15	富士瓦斯紡績押上工場		220	友愛会紡績労働組合の承認要求、職工掛長排斥で争議、妥結
2.15 ~16	富士瓦斯紡績小名木川工場		1,200	賃上げ要求スト、貫徹

3. 7 7.14 ~26 8.23 ~25	東洋紡績王子工場 富士瓦斯紡績押上工場	新潟県長岡製糸場	3,000 2,000 140	賃上げ・出産手当・衛生設備改善・8時間制要求で怠業、妥結 会社側、友愛会絶滅のため幹部解雇、女工の脱会強要に対し、組合権要求スト 賃下げ、賞与率に反対スト
1921 1.— 3.16 9. 7	大阪府合同紡績住吉工場	山梨県八幡製糸場 長野県片倉製糸	— 150 416	賃金不払い紛議 夜業廃止により1割賃下げとなりスト 東宮帰朝の夜、提灯行列の見物ができぬこと、工賃割出法に不平スト
1922 3.16 ~18 3.30 ~4. 5 7.20 ~8. 3 7.26 ~8. 6 7.27 ~28 9. 5 11. 4	大分県豊国製糸鶴崎工場 山形県羽前社製糸 茨城県笹屋製糸工場 大阪合同紡績天満支店 大阪府日本紡績	大分県豊国製糸鶴崎工場 山形県羽前社製糸 茨城県笹屋製糸工場 宮城県村田製糸 仙台台片倉組製糸工場	170 127 25 800 150 120 1,000	監督者排斥スト、妥結 監督者排斥スト、貫徹 賃上げ要求スト、貫徹 解雇手当の支給、指定下宿の撤廃、食事改善、賃上げ要求、不貫徹 単価引上げ、解雇者の復職要求スト、妥結 意見の衝突から怠業 賃金5割増、賃金工程率の随時発表、貯金額の公表など要求、不貫徹

12.5 ～8	大阪府大福紡績		54	朝鮮人女工、解雇手当、帰国旅費などを要求、妥結
1923				
1.25		栃木県山十組製糸所	1,300	工賃値上げ要求スト
1.—		愛媛県横井製糸工場	26	争議
3.5 ～13	大阪三国紡績		800	男工250人を加えてスト
7.14 ～8.5		宮崎県山十組製糸工場	652	現場監督留任要求スト、妥結
7.—	佐賀紡績会社	長野県上郷生産組合製糸場	50	争議
7.—			—	争議
8.22	静岡県富士紡績小山工場		—	総業
9.—		島根県足立製糸工場	52	争議
10.—	奈良県大日本紡績高田工場		340	争議
10.—		島根県日本製糸米子工場	300	争議
11.25 ～12.6	大阪寺田紡績会社		200	賃上げ、解雇手当の制定、衛生設備の改善、解雇者の復職要求、不貫徹
11.26 ～12.10	大阪和泉紡績		—	賃上げ、厚生施設改善要求で総業、不貫徹
11.26 ～12.10	大阪岸和田紡績春木工場		—	賃上げ、解雇手当その他の要求で総業、不貫徹、寺田、和泉、岸和田3紡績会社が相呼応して、“岸和田三紡績争議”と称される
12.—		長野県上郷生産組合製糸工場	200	争議

12.—		長野県伊賀良生産組合製糸工場	130	争議
1924				
1.25 ~27	鹿 児 島 紡 績 会 社	富 山 県 大 沢 野 製 糸 場	—	退職監督者の留任要求で争議、不貫徹
1.—		長 野 県 山 三 小 口 製 糸 場	—	争議
7.13 ~14			—	検査員の検査方法弾劾で争議、不貫徹
11.10 ~11	大 阪 合 同 紡 績 今 宮 工 場		200	熊本出身女工によるスト、熊本県人に対する侮辱からスト、不貫徹
12. 4 ~ 6	大 阪 府 寺 田 紡 績		524	賃金制度、福利施設の件からスト、妥結
12. 8 ~10		群 馬 県 碓 氷 社 鷹 取 組	20	賃上げ要求で争議
1925				
1.13 ~1.17		栃 木 県 郡 是 製 糸 会 場	85	女工監督の解雇に同情スト
1.22	内 外 紡 績 会 社 名 古 屋 工 場		82	女工監督の解雇要求、妥結
2.12		山 梨 県 時 田 製 糸 工 場	12	生産糸類変更のため収入減となり争議、妥結
2.22		愛 媛 県 犬 上 製 糸 工 場	24	精勤賞不支給の発表から争議、不貫徹
7.18 ~19	愛 媛 県 倉 敷 紡 績 松 山 工 場		34	能率増進による作業強化反対、監督反対で争議
7.30 ~31	大 阪 紡 績 会 社		1,400	待遇改善要求、設備に不平で争議、不貫徹
8.13		長 野 県 大 島 製 糸 販 売 組 合 大 州 館	85	デュール不合格に罰金制不当、撤廃要求、貫徹

9.30 ～10.2		島根県隠岐製糸組合	54	現場監督の留任要求
10.3	富士瓦斯紡績川崎工場	長野県新町組合製糸場	90	最低賃金の変更反対で争議、不貫徹 男女工争議、賃金・女工の待遇改善・被解雇者の 復職など。神奈川県知事が調停
11.19 ～29		長野県美駕館製糸	6,000	現業長の留任、待遇改善要求で争議
12.27			80	
1926 (大正15年)				
1.18		和歌山県伊都製糸会社	412	賃上げ要求、監督者排斥で争議、妥結
1.—		長野県竜東館製糸場	145	一般休業日の休業不許可から紛議、妥結
2.2	大阪紡績会社	長野県河野信用組合公正館	100	監督方法の公平要求で争議、貫徹
2.10 ～13			150	解雇者の復職要求と役付職工の勢力争いで怠業、 スト、妥結
3.4	大阪府山本絹綿紡績会社	和歌山県妙寺製糸会社	18	減員反対で争議、不貫徹
4.27			385	監督者の留任要求で争議、貫徹 会社側が、メーデー演説をした女工を解雇し、賃 上げ要求を拒絶、出勤停止など
5.12	富士紡績保土ヶ谷工場			
7.11		長野県山崎組製糸場	12	65人が叱責されたのを憤慨して紛議
8.5 ～7	東京モスリン亀戸工場		2,000 以上	女工200人の中毒が発端、責任者、工場長の更迭、 食事の改善などを要求
8.11 ～17	東洋紡績三軒家工場		360	寄宿女工の外出の自由、強制送金制度の廃止を要 求、会社側拒絶、妥結
8.19 ～20		長野県中島製糸場	29	監督1人減員要求スト、不貫徹

9.12 ~17		山形県郡是製糸会社第2工場	96	監督者排斥で争議
10.16 ~30		和歌山県紀ノ川製糸場	288	監督者排斥で争議
11. 9 ~10		長野県田島館製糸工場	88	解雇反対で争議、妥結
12. 6 ~ 8		島根県隠岐製糸販売組合工場	52	争議
12.10 ~17	宮城県旭紡績仙台工場		17	健康保険料全額負担、解雇取消要求スト、不貫徹
12.22 ~25	広島県森下紡績広島工場			争議
12.22 翌年 1. 8		群馬県山十組製糸新町工場	13	解雇後の復職要求で争議、妥結
12.24		長野県角正製糸工場		争議